## 令和6年度

# 水道事業年報

令和6年4月1日~令和7年3月31日

光 市 水 道 局

## 目 次

## 水道事業の概要

	1	水道事業のあゆ	み	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	2	事業認可の概	要	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	3	水道施設の概	要	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	5
	4	水道事業量の推	移	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	9
	5	令和6年度事業概	要	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	11
	6	管 路 延	長	•	•			•	•		•		•	•	•			•	•	•	•	•	12
	7	行政区域内人口の推	能移	•	•				•	•	•			•	•			•	•	•	•	•	14
配	水	統計																					
ДЦ	/14																						
	1	取水量•配水	量	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	15
	2	電力及び薬品使用状	沈	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	16
	3	水 質 検 査 成	績	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	17
業	務	統計																					
<i>&gt;</i> 14	<b>77</b>																						
	1	水道料金調定状	況	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	19
	2	用途別業務統	計	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	20
	3	量水器管理状	況	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	21
財																							
	務	状 況																					
			扩			_			_								_		_		_		99
	1	業務及び経営分		•			•	•	•	•	•			•	•	•			•	•	•	•	22
	1 2	業務及び経営分 財 務 分	析															•		•	•	•	23
	1 2	業務及び経営分	析																				23
	1 2	業務及び経営分 財 務 分	析析	•				•	•	•	•		•	•	•								23 25

そ	の	他
_	<b>V</b> )	يختاز

1	水道	1 局	機構	図	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	46
2	職	員	配	置	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	47
3	年 齢	別職	員 構	成	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	48
4	勤続	年数別	職員構	<b></b>	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•		•	•	•	49
5	水	道	年	表				•	•		•	•						•		•			•	•	50

## 水道事業の概要

- 1 水道事業のあゆみ
- 2 事業認可の概要
- 3 水道施設の概要
- 4 水道事業量の推移
- 5 令和6年度事業概要
- 6 管路延長
- 7 行政区域内人口の推移

## 水 道 事 業 の 概 要

#### 1 水道事業のあゆみ

平成16年10月4日に旧光市と旧大和町の合併により誕生した新しい「光市」は、 県の東南部、周南工業地帯の東部に位置し、白砂青松の室積・虹ヶ浜海岸や緑豊か な石城山、そして母なる川である島田川などを有する豊かな自然環境に恵まれた都 市です。

光市の水道事業は、昭和20年に終戦により遊休施設となった旧光海軍工廠の専用水道の使用許可を受け、戦災を免れた工廠宿泊施設の入居者への給水を暫定的に開始したのが始まりで、昭和23年に光市水道事業の認可を、昭和28年に一時的な使用許可を受けたまま使用していた旧光海軍工廠の専用水道施設の無償貸付の正式な許可を受けて、そのあゆみを進めてきました。

その後、市勢の発展とともに増加し続ける水需要に対応するための「拡張期」、より安心・安全な水の安定給水を実現するための「施設更新・高水準化期」と水道事業を取り巻く環境が変遷するなか、4次にわたる拡張事業に取り組み、現在に至っています。

#### ◆第1次拡張事業

人口の増加や企業の進出によって給水量が加速度的に増え続けたため、島田川に30,000m³余りを伏流水から取水する第2号集水管を埋設するとともに、旧海軍の既設配水池2池(1池5,000m³)を復旧し、市内各方面に10kmもの配水管を布設して給水区域の拡大を図りました。

#### ◆第2次拡張事業

第1次拡張事業により、着実に給水能力、給水区域を拡大していきましたが、時代は高度経済成長期に突入しており、水の需要量が大幅に増え続けたため、東部配水地域の水圧が極度に低下していました。このような状況を打開すべく、全水利権の1日50,000m³を最大限に活用するため、配水池の改修工事や第3号集水管の埋設、送水ポンプの増強、電気施設の整備や中央管理システムの導入、原水の汚染に対処するための浄水施設の新設などを行い、清浄・豊富な水の確保が可能となりました。

#### ◆第3次拡張事業

衰えを見せない市勢の発展、生活水準の向上などに伴う水需要の増加には陰りが見えず、河川環境の悪化という新たな問題が生じてきたため、ゆとりある安定した給水を図るべく林浄水場の隣接用地を購入し、汚泥処理施設として天日乾燥床を新設するとともに下林取水施設を新設しました。

また、市内全域にわたる主要配水管の整備、拡充や未給水地域の小周防虹川 地区へ配水管を布設し給水区域の拡張を図り、普及率が飛躍的に増大しまし た。

#### ◆第4次拡張事業

これまでの3度にわたる拡張事業は、増加し続ける水需要に対応するための 施設の拡大を事業の柱としていましたが、平成7年に発生した阪神淡路大震災 を契機に安心・安全な水の安定的な給水が求められるようになってきました。

そこで、市内給水の核となる施設である林浄水場の運転管理の安全性の強化を図るため、中央管理システムをはじめとした各種設備の更新工事を行い、浸水対策、2系統受電方式、オイルレス機器の採用などによる災害や故障に強い施設の構築、コンピュータ中央運転制御方式、市内水道施設の遠隔制御方式、薬注設備の自動制御方式、浄水池と配水池の水位による取水・送水の自動運転制御など総合的な運転監視制御を行うことが可能となりました。

また、安定給水の確保を図るため、清山配水池に地上式の新タンクを築造、 上ヶ原簡易水道、大和簡易水道の上水道への統合に伴い、上ヶ原配水池、大和 配水池を築造し、より多くの地域での直結給水が可能となったほか、耐塩素性 病原生物であるクリプトスポリジウム対策として、林浄水場に紫外線照射施設 を整備し、より安心・安全な水道水を給水することが可能となりました。

さらに、平成22年3月には東荷地区、平成31年2月には塩田地区の一部の未 給水地域を解消するため、給水区域を拡張する変更認可を受け、配水管等の整 備を行いました。

#### ◆簡易水道事業の統合

平成16年10月4日に旧光市と旧大和町の合併により誕生した新しい「光市」には、旧光市の上ヶ原簡易水道、岩屋・伊保木簡易水道、牛島簡易水道、旧大和町の大和簡易水道の4つの簡易水道がありましたが、離島である牛島簡易水道を除いた3つの簡易水道については、平成20年4月に上ヶ原簡易水道を、平成21年4月に大和簡易水道、岩屋・伊保木簡易水道を、それぞれ上水道へ統合し現在に至っています。

## 2 事業認可の概要

		工	期		
事 業 名	許 可 年 月 日	着工年月	竣工年月	事業費(千円)	給水人口 (人)
	昭和23年11月10日				
創 設	厚生省山衛第34号				
	厚生省山衛第35号	昭和23年11月	昭和24年1月	2, 967	25, 000
変更	昭和25年5月31日 厚生省山衛第71号	昭和25年5月	昭和25年12月	16, 500	25, 000
第1次拡張	昭和30年12月13日 厚生省山衛第105号	昭和28年4月	昭和45年3月	302, 064	38, 500
第2次拡張	昭和45年11月10日 厚生省環第706号	昭和46年2月	昭和50年3月	825, 300	43, 500
変更	昭和47年3月27日 厚生省環第214号	昭和46年2月	昭和50年3月	807, 215	43, 500
第3次拡張	昭和49年3月30日 厚生省環第307号	昭和49年4月	昭和56年3月	5, 928, 210	65, 000
第4次拡張	平成12年1月25日 厚生省収生衛第37号	平成12年2月	平成24年12月	5, 199, 000	50, 100
変更	平成20年6月16日 厚生労働省発健 第0616005号	平成12年2月	平成28年3月	1, 726, 100	50, 200
軽微変更	平成22年3月23日 厚生労働省健水収 0323第7号	平成12年2月	平成29年3月	407, 300	50, 700
変更届出	平成31年2月28日 山口県	平成31年4月	令和2年3月	80,000	48, 300

	基	本 計 画
1人1日 最大給水量 (l)	1日最大 給水量 (m³)	
		水道事業運営の認定
364	9, 100	室積方面配水本管布設(第1期)工事
364	9, 100	新光学院給水管布設工事、室積方面配水本管布設(第2期)工事、上島田方面配水本管布設工事
1, 170	45, 040	旧海軍工廠が建設工事を施工中、終戦のため中断した水源 地の集水管、集水井、接合池、送水管及び第2ポンプ所の ポンプ井を復旧整備、又ポンプ施設、ポンプ所の新設、戦 時中の空襲により損傷中の配水池を復旧、室積地区、西部 地区等の配水管新設
1, 103	48, 000	集水埋渠布設工事、ポンプ室改造工事、取水ポンプ整備工事、着水井、急撹フロック形成薬品沈殿池、急速ろ渦池、浄水池、洗浄水槽、汚水池、管理本館の築造工事、ポンプ浄水機械薬品注入電気計装、場内連絡配水管、送水ポンプの設備工事、3号配水池改造工事、配水流量計設備工事、虹ヶ丘配水池築造工事、観音寺配水池築造工事、周防地区送水及び配水施設工事
1, 103	48, 000	当初急速ろ渦池で申請、実施段階においてハーディンジ急 速ろ過池に変更
1,000	65, 000	天日乾燥用地を取得し天日乾燥床を新設、下林取水施設の 新設、市内全域にわたる主要配水管の布設工事、未給水地 域の小周防地区への配水管を布設し、給水区域の拡張
950	47, 600	清山配水池築造工事、浄水場電気・計装・滅菌・機械設備 更新事業、計画給水区域の変更による給水区域の拡張
926	46, 500	紫外線処理施設の導入、給水区域の拡張、計画給水人口の 変更
927	46, 500	給水区域の拡張、計画給水人口の変更
859	41, 500	給水区域の拡張、計画給水人口の変更

### 3 水道施設の概要

- (1) 水道局庁舎
  - (ア) 鉄筋コンクリート造二階建塔屋付

 敷地面積
 4,808.52 m²

 床面積
 一階
 536.69 m²

 二階
 332.76 m²

 塔屋
 20.55 m²

 付属棟
 車庫
 90.00 m²

 倉庫
 89.10 m²

- (イ) 電気設備:受変電設備(6.6kV):弱電設備:放送設備:自動火災報知設備
- (2) 林浄水場
  - (ア)集水管

第1集水管 有孔ヒュウム管  $800 \, ^{\rm m}/_{\rm m}$  L =  $240 \, {\rm m}$  (旧軍) 第2集水管 有孔ヒュウム管  $900 \, ^{\rm m}/_{\rm m}$  L =  $268 \, {\rm m}$  第3集水管 有孔ヒュウム管  $1100 \, ^{\rm m}/_{\rm m}$  L =  $145 \, {\rm m}$ 

(イ) 取水ポンプ室

第1取水ポンプ室 鉄筋平屋建 床面積 90.27 m<sup>2</sup> 第2取水ポンプ室 鉄筋コンクリート建 床面積 地階 166.07 m<sup>2</sup> 一階 101.28 m<sup>2</sup>

延面積 267.35 m<sup>2</sup>

第3取水ポンプ室 コンクリート平屋建

延面積 44.08 m<sup>2</sup>

(ウ) 取水ポンプ

第1取水ポンプ 水中斜流ポンプ (2台)

 $\phi 250 \quad Q = 9 \text{m}^3 / \text{min} \quad H = 9 \text{m}$ 

立型段数1段 22kW

第2取水ポンプ 水中斜流ポンプ (2台) インバータ制御交互式

 $\phi 400 \quad Q = 20.0 \text{m}^3/\text{min} \quad H = 12.6 \text{m}$ 

立型段数1段 75kW

第3取水ポンプ 水中斜流ポンプ (2台)

 $\phi 150 \ Q=3.45 \text{m}^3/\text{min} \ H=12 \text{m}$ 

立型段数1段 15kW

(エ) 着水井

鉄筋コンクリート造 (1池) 16.2m×4.2m×4.7m

(才) 急速攪拌池

鉄筋コンクリート造 (1池) 3.5m×3.5m×5.2m 有効容量 57.6m<sup>3</sup>

フラッシュミキサー (1台) φ700プロペラ2連 101RPM

(カ) フロック形成池

鉄筋コンクリート造 (2池) 7m×11m×3.8m

有効容量 523.6m<sup>3</sup>

フロキュレーター (4台)

#### (キ) 傾斜管沈殿池

鉄筋コンクリート造 (2池) 11m×21.4m×4.2m

有効容量 1,840m<sup>3</sup>

角パイプ傾斜管 0.365m×1.3m×0.6m×30個 (ピッチ0.05m) 角パイプ傾斜管 0.365m×2.98m×0.6m×180個 (ピッチ0.05m)

#### (ク) 急速濾過池

鉄筋コンクリート造 (4池) 3.66m×21.4m×1.5m

濾過面積 293m<sup>2</sup>120m/D

ハーディンジ12型×100セクション上屋1棟

#### (ケ)薬品注入室

鉄筋コンクリート浩

平屋建 床面積 108m<sup>2</sup>

#### (コ)薬品注入設備

PAC注入設備 縦型シールレスポンプ 高効率インバータ制御方式

注入ポンプ

 $0.037 \sim 0.860 \ell / min \times 1$  台

苛性ソーダ注入設備 遠距離制御型ストローク長制御方式

前苛性ソーダ注入ポンプ 0.052~0.2100/min×2台

後苛性ソーダ注入ポンプ 0.107~0.4290/min×2台

#### (サ)薬品貯蔵施設

PAC貯留タンク

FRP製 10m<sup>3</sup>×2槽

苛性ソーダ貯留タンク

SUS製  $8m^3 \times 2$  槽

#### (シ)滅菌設備

液中ピストンポンプ 比例インターバル方式 次亜注入設備

前次亜注入ポンプ 1.59~159ml/min×2台

中次亜注入ポンプ 1.59~159ml/min×2台

次亜貯蔵槽

後次亜注入ポンプ 1.59~159ml/min×2台 チタン製 5m<sup>3</sup> 2槽

### (ス) 汚水池

鉄筋コンクリート造(1池) 9.5m×9.5m×4.45m

汚水ポンプ

 $\phi$ 150水中ブレードレスポンプQ=3.0m<sup>3</sup>/min

H=10m 11kW 2 台

### (セ) 汚泥ポンプ室

鉄筋コンクリート造1室

 $2.7 \text{m} \times 6.3 \text{m} \times 4.8 \text{m}$ 

汚泥ポンプ

φ80×50渦巻ポンプQ=0.5m<sup>3</sup>/min

H=40m 11kW3台

#### (ソ) 浄水池

鉄筋コンクリート造 (2池) 15.6m×23.6m×3.45m

有効容量 2.300m<sup>3</sup>

#### (タ) 送水ポンプ室

鉄筋コンクリート浩

平屋建 床面積320.25m<sup>2</sup>

#### (チ) 送水ポンプ

送水1号ポンプ

φ350×250 渦巻ポンプ

 $Q=11.7 \text{m}^3/\text{min}$  H=85 m 290kW 6,600V

三相誘導電動機直結(1台)

(水量調節弁付)

送水2号ポンプ

φ350×250 渦巻ポンプ

 $0=11.7 \text{m}^3/\text{min}$  H=85m 290kW 6,600V

三相誘導電動機直結(1台)

 $Q = 11.7 \text{m}^3/\text{min}$  H=85m 290kW 6.600V

三相誘導電動機直結(1台)

送水 4 号ポンプ φ 350×250 渦巻ポンプ

 $Q=11.7 \text{m}^3/\text{min}$  H=85 m 290kW 6,600V

三相誘導電動機直結(1台)

観音寺送水ポンプ φ125×125 水中2段タービン

 $Q=2.08m^3/min~H=105m~55kW~2$ 台

#### (ツ)変電設備

- ① 送水ポンプ動力源6,600V直結
- ② 300kVA 3 相440V× 2 台
- ③ 100kVA 3 相210V× 2 台
- ④ 50kVA単三210V-105V×1台

#### (テ) 直流電源設備

① 直流電源設備~電気機器操作用

密封鉛蓄電池 12V 22Ah 8個

サイリスタ充電式整流器付

② 無停電電源装置 (UPS) ~中央システム停電用

密封鉛蓄電池 2V 150Ah 108個 サイリスタ充電式整流器付

(卜)管理本館

鉄筋コンクリート造二階建

延床面積  $600\text{m}^2$  一階  $300\text{m}^2$  二階  $300\text{m}^2$ 

(ナ)新管理棟

鉄筋コンクリート造二階建

延床面積 343.16m<sup>2</sup> 一階 171.58m<sup>2</sup> 二階 171.58m<sup>2</sup>

(二) 第2電気室

鉄筋コンクリート造平屋建

床面積 31.50m<sup>2</sup>

(ヌ) 紫外線照射設備建屋

鉄筋コンクリート造地下一階建

床面積 147.03m<sup>2</sup>

(ネ)紫外線照射装置 3台

処理水量 18,000㎡/日/台

#### (3)配水池

(ア) 清山配水池

鉄筋コンクリート造(3池)

43.5m×31.0m×4.0m (2池)

 $40.0m\times29.0m\times4.0m$ (1池)

容量 15,000m<sup>3</sup>

ステンレス造(2池)

D=31.0m H=8m (2池)

容量 12,000m<sup>3</sup>

(イ) 観音寺配水池

PC造 (1池)

D=15.0m H=6.5m

容量 1,100m<sup>3</sup>

### (ウ) 上ヶ原配水池

ステンレス造(1池)

5.0m×10.0m×4.5m (2槽) 容量 400m<sup>3</sup>

### (工) 大和配水池

ステンレス造(1池)

8.0m×27.0m×4.0m (2槽) 容量 1,500m<sup>3</sup>

### (オ) 千坊台配水池 PC造(1池)

D=12.0m H=5.0m 容量 565m<sup>3</sup>

#### (カ) 伊保木(低区) 配水池

鉄筋コンクリート造(1池)

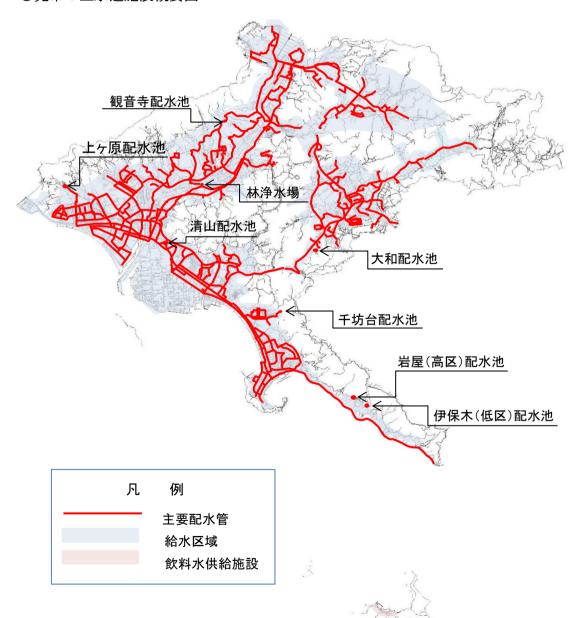
3. 0m×5. 9m×2. 0m (2槽) 容量 70m<sup>3</sup>

#### (キ) 岩屋(高区)配水池

鉄筋コンクリート造(1池)

2.0m×5.0m×2.5m (2槽) 容量 50m<sup>3</sup>

#### ○光市の上水道施設概要図



## 4 水道事業量の推移

× 区	分	度	29年度	30年度	令和元年度
人	行政区域内人口(A)	(人)	51, 602	51, 081	50, 671
	行政区域内戸	数 (戸)	23, 332	23, 318	23, 415
	給水区域内人口(B)	(人)	50, 506	50, 376	49, 990
	給 水 区 域 内 戸	数 (戸)	22, 782	22, 989	23, 095
戸	給 水 人 口(C)	(人)	48, 488	48, 126	47, 869
数	給 水 戸 数	(戸)	22, 205	22, 199	22, 355
行政	女区域内普及率 C/A	(%)	94. 0	94. 2	94. 5
給水	、区域内普及率 C/I	3 (%)	96. 0	95. 5	95. 8
配	年間総配水量(D)	(m <sup>3</sup> )	9, 208, 402	9, 513, 466	9, 362, 916
水	一日最大配水量	t (m³)	36, 759	30, 923	32, 554
量	一日平均配水量	k (m³)	25, 228	26, 064	25, 582
年	間 有 収 水 量 (E)	) (m³)	8, 334, 700	8, 399, 806	8, 267, 350
有	収 率 E/I	) (%)	90. 5	88. 3	88. 3
料金	集 金 制	(%)	0.0	0.0	0.0
徴 収	口 座 振 替	(%)	87.9	88. 5	88.6
方法	納付制	(%)	12. 1	11.5	11. 4
導	• 送 水 管 延 長	(m)	19, 645	19, 645	19, 645
配	水 管 延 長	(m)	322, 863	339, 211	342, 450
配	水 能 力	(m <sup>3</sup> /目)	48, 000	48, 000	48,000
消	火 栓 設 置 数	女 (個)	824	813	831
メ	ー タ ー 設 置 数	(個)	23, 784	23, 919	24, 047
給	水 原 佃	(円)	115.8	116. 2	114. 9
供	給 単 価	(円)	122. 7	122. 7	122. 9
財	総 収 益	(千円)	1, 254, 632	1, 209, 258	1, 200, 641
務	水 道 料 金	(千円)	1, 022, 349	1, 030, 436	1, 015, 888
状	総 費 用	(千円)	1, 079, 942	1, 038, 214	1, 017, 214
況	純 利 益(△純損失)	(千円)	174, 690	171, 044	183, 427
職	 員    数	(人)	35	36	36

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
50, 235	49, 701	49, 233	48, 594	47, 637
23, 470	23, 534	23, 573	23, 521	23, 342
49, 578	49, 078	48, 632	48, 008	47, 085
23, 155	23, 225	23, 268	23, 216	23, 054
47, 545	47, 184	46, 731	46, 111	45, 625
22, 499	22, 647	22, 643	22, 613	22, 541
94. 6	94. 9	94. 9	94. 9	95.8
95. 9	96. 1	96. 1	96.0	96. 9
8, 988, 896	9, 348, 616	9, 219, 072	8, 756, 771	8, 515, 815
30, 447	33, 745	29, 104	26, 802	29, 143
24, 627	25, 613	25, 258	23, 926	23, 331
7, 997, 045	8, 138, 419	8, 026, 418	7, 738, 170	7, 716, 365
89. 0	87. 1	87. 1	88. 4	90.6
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
88. 6	88.8	91.0	90.9	91. 3
11. 4	11. 2	9.0	9. 1	8. 7
19, 645	19, 645	19, 645	19, 645	19, 645
343, 289	342, 254	342, 560	344, 030	344, 658
48, 000	48, 000	48, 000	48, 000	48, 000
827	830	832	830	830
24, 164	24, 120	24, 198	24, 273	24, 317
116. 4	115. 9	120. 1	114. 9	121.6
123. 2	123. 2	123. 4	124. 0	124. 3
1, 199, 337	1, 219, 130	1, 196, 021	1, 166, 386	1, 178, 844
985, 225	1, 002, 401	990, 808	959, 559	958, 937
999, 132	1, 010, 172	1, 029, 031	953, 646	1, 007, 085
200, 205	208, 958	166, 990	212, 740	171, 759
34	36	35	35	39

※消費税等は含まない。

#### 5 令和6年度事業概要

#### (1)事業報告

#### イ 業務量

本年度末の給水戸数は22,541戸で、前年度と比較して72戸の減少、給水人口は45,625人で前年度と比較して486人の減少となりました。

また、年間総配水量は8,515,815㎡で、前年度と比較して240,956㎡の減少、年間総 有収水量は7,716,365㎡で前年度と比較して21,805㎡の減少となり有収率は90.6%とな りました。

#### 口 建設改良事業

#### (イ)配水管整備事業

管路の耐震化及び漏水防止対策として、老朽配水管の布設替工事等を施工しました。

#### (口) 浄水施設整備事業

浄水施設の更新工事として、林浄水場第2取水ポンプ用インバータ更新工事等を施工 しました。

#### (ハ) 送水管整備事業

清山送水管系統の耐震化対策として、清山送水管の布設替工事を施工しました。

#### (二) その他施設整備事業

水道施設への太陽光発電設備の導入に向けて、光市水道太陽光発電設備設置工事導入支援業務を実施しました。

#### ハ財政状況

収益的収支では、税抜きで事業収益1,178,844,279円に対し、事業費用1,007,085,466円で差引171,758,813円の純利益を計上しました。

資本的収支では、税抜きで資本的収入252,255,839円に対し、資本的支出871,978,744円で差引619,722,905円の不足額を生じましたが、これは過年度分損益勘定留保資金等で補填しました。

#### (2) 主な出来事

令和6年

- 4月9日令和6年度(令和5年度からの繰越分)生活基盤施設耐震化等補助金交 付申請
- 7月 18日 令和6年度上水道事業起債協議(配水管整備事業費・送水管整備事業費)
- 9月26日令和5年度光市水道事業決算についての認定
- 9月26日令和5年度光市水道事業未処分利益余剰金の処分についての議決

#### 令和7年

- 2月19日令和6年度光市水道事業会計補正予算(第1号)
- 3月21日令和7年度光市水道事業会計予算の議決
- 3月 21日 光市水道事業及び簡易水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に 関する条例の一部を改正する条例

## 6 管路延長

### (1) 導・送・配水管延長

(令和7年3月31日現在) (単位:m)

年 度 管 種	導 水 管	送 水 管	配水管	計
令和2年度	844	18, 801	343, 289	362, 934
令和3年度	844	18, 801	342, 254	361, 899
令和4年度	844	18, 801	342, 560	362, 205
令和5年度	844	18, 801	344, 030	363, 675
令和6年度	844	18, 801	344, 658	364, 303

### (2) 導水管口径別・管種別の延長

(令和7年3月31日現在) (単位:m)

### 口径別延長

口径	延長
350mm	75
900mm	769
計	844

#### 管種別延長

管種	延長
ダクタイル鋳鉄管	844
計	844

### (3)送水管口径別・管種別の延長

(令和7年3月31日現在) (単位:m)

## 口径別延長

口径	延長
50mm	1,744
75mm	849
150mm	2, 287
250mm	7, 772
300mm	13
400mm	17
450mm	3, 125
500mm	21
600mm	2, 973
計	18, 801

### 管種別延長

管種	延長		
塩化ビニール管	446		
ポリエチレン管	2, 499		
鋳鉄管	2, 998		
ダクタイル鋳鉄管	5, 288		
鋼管	7, 570		
計	18, 801		

## (4)配水管口径別・管種別の延長

### 口径別延長

口径	延長		
40mm	11, 394		
50mm	71, 728		
65mm	122		
75mm	87, 262		
100mm	61, 393		
150mm	54, 076		
200mm	30, 247		
250mm	6, 698		
300mm	2, 535		
350mm	11, 403		
400mm	2,770		
450mm	1, 414		
500mm	3, 143		
600mm	408		
700mm	65		
計	344, 658		

## 管種別延長

管種	延長
塩化ビニール管	76, 297
鋼管	2, 010
鋳鉄管	8, 501
ダクタイル鋳鉄管	132, 820
ステンレス鋼管	122
ポリエチレン管	124, 908
計	344, 658

## 7 行政区域内人口の推移

(令和7年3月31日現在)

年度	人口	年度	人口	年度	人口
昭和40年度	44,648人	昭和60年度	49, 985人	平成17年度	55, 567人
昭和41年度	44, 217人	昭和61年度	49, 735人	平成18年度	55, 360人
昭和42年度	45, 170人	昭和62年度	49,637人	平成19年度	55, 107人
昭和43年度	44, 215人	昭和63年度	49, 313人	平成20年度	54, 911人
昭和44年度	45, 323人	平成元年度	49,078人	平成21年度	54,641人
昭和45年度	46, 466人	平成2年度	48,564人	平成22年度	54, 287人
昭和46年度	47,953人	平成3年度	48, 418人	平成23年度	53,946人
昭和47年度	48,638人	平成4年度	48, 184人	平成24年度	53, 525人
昭和48年度	49, 173人	平成5年度	48, 171人	平成25年度	53, 326人
昭和49年度	49, 415人	平成6年度	48,045人	平成26年度	52,856人
昭和50年度	49, 476人	平成7年度	48,086人	平成27年度	52, 417人
昭和51年度	49, 477人	平成8年度	48,050人	平成28年度	52,073人
昭和52年度	49, 515人	平成9年度	48, 184人	平成29年度	51,602人
昭和53年度	49, 454人	平成10年度	48, 105人	平成30年度	51,081人
昭和54年度	49, 474人	平成11年度	47,870人	令和元年度	50,671人
昭和55年度	49,775人	平成12年度	47,826人	令和2年度	50, 235人
昭和56年度	49,960人	平成13年度	47,784人	令和3年度	49,701人
昭和57年度	50, 186人	平成14年度	47,838人	令和4年度	49, 233人
昭和58年度	50, 262人	平成15年度	47,778人	令和5年度	48, 594人
昭和59年度	50,016人	平成16年度	55,748人	令和6年度	47,637人

# 配 水 統 計

- 1 取水量・配水量
- 2 電力及び薬品使用状況(林浄水場)
- 3 水質検査成績

## 配 水 統 計

## 1 取水量・配水量

(単位:m³)

項目	r. l. 8	酉己	水	<u> </u>	<b>圭</b>	(単位:皿)
年 度 1	取水量	年間総配水量	一日平均配水量	一日最大 配 水 量	一日最小 配 水 量	有 収 水 量
平成29年度	9, 609, 994	9, 208, 402	25, 228	36, 759	21, 659	8, 334, 700
平成30年度	9, 750, 250	9, 513, 466	26, 064	30, 923	22, 983	8, 399, 806
令和元年度	9, 549, 858	9, 362, 916	25, 582	32, 554	22, 466	8, 267, 350
令和2年度	9, 078, 389	8, 988, 896	24, 627	30, 447	20, 701	7, 997, 045
令和3年度	9, 425, 341	9, 348, 616	25, 613	33, 745	22, 390	8, 138, 419
令和4年度	9, 631, 716	9, 219, 072	25, 258	29, 104	20, 287	8, 026, 418
令和5年度	9, 125, 861	8, 756, 771	23, 926	26, 802	21, 141	7, 738, 170
令和6年度	8, 864, 429	8, 515, 815	23, 331	29, 143	20, 227	7, 716, 365
令和6年4月	709, 332	680, 053	22, 668	24, 075	20, 582	676, 091
令和6年5月	744, 582	715, 238	23, 072	29, 143	20, 448	600, 465
令和6年6月	714, 536	685, 794	22, 860	24, 684	20, 636	700, 620
令和6年7月	749, 729	720, 175	23, 231	24, 350	20, 317	599, 975
令和6年8月	749, 690	721, 847	23, 285	25, 670	20, 227	693, 419
令和6年9月	732, 686	706, 677	23, 556	24, 782	21, 769	609, 344
令和6年10月	743, 392	716, 861	23, 125	24, 444	21, 332	675, 940
令和6年11月	736, 827	709, 136	23, 638	26, 267	21, 584	593, 054
令和6年12月	766, 321	735, 450	23, 724	24, 910	22, 054	676, 023
令和7年1月	770, 788	738, 029	23, 807	25, 479	20, 642	608, 406
令和7年2月	700, 748	672, 264	24, 009	26, 431	22, 234	700, 956
令和7年3月	745, 798	714, 291	23, 042	24, 450	21, 302	582, 072

## 2 電力及び薬品使用状況(林浄水場)

年度	電力使用量(kW)	電力使用料金(円)	塩素使用料(kg) 次亜塩素酸ナトリウム (平成19年度から)	塩素使用料金(円)
平成28年度	3, 389, 724	51, 265, 448	8, 499. 9	2, 534, 700
平成29年度	3, 559, 908	59, 307, 634	8, 658. 1	2, 065, 560
平成30年度	3, 634, 476	65, 517, 356	9, 754. 4	2, 062, 840
令和元年度	3, 693, 842	64, 983, 212	10, 425. 2	2, 723, 700
令和2年度	3, 521, 716	56, 282, 306	9, 813. 3	2, 698, 658
令和3年度	3, 585, 270	64, 443, 829	9, 886. 6	2, 718, 801
令和4年度	3, 657, 252	107, 156, 255	10, 275. 9	3, 108, 451
令和5年度	3, 510, 211	91, 413, 968	9, 101. 4	3, 587, 484
令和6年度	3, 455, 731	91, 049, 759	8, 627. 9	3, 400, 827
令和6年4月	272, 586	6, 631, 277	706. 6	278, 510
令和6年5月	288, 139	7, 401, 828	814. 6	321, 088
令和6年6月	276, 526	7, 380, 761	834. 8	329, 042
令和6年7月	294, 646	8, 122, 390	849. 7	334, 916
令和6年8月	296, 731	8, 127, 564	933. 9	368, 108
令和6年9月	292, 344	7, 403, 679	821.8	323, 942
令和6年10月	287, 550	7, 323, 807	724. 1	285, 424
令和6年11月	285, 221	7, 606, 307	691.3	272, 476
令和6年12月	295, 100	8, 179, 381	589. 1	232, 200
令和7年1月	301,770	8, 181, 281	537. 0	211, 679
令和7年2月	276, 474	7, 205, 117	495. 3	195, 219
令和7年3月	288, 644	7, 486, 367	629.7	248, 223
月平均	287, 978	7, 587, 480	719.0	283, 402
日平均	9, 468	249, 451	23. 6	9, 317
1 m <sup>3</sup> あたり	0.35	9. 281	0.0009	0.37

**水質検査成績** 平均値(令和6年度)

平均値(令和6年度)					浄	
   検 査 項	目	水質基準	林 浄 水 場		室積	虹ヶ浜
快 且 有	H	小 貝 巫 中		五 軒 屋	,	
E N	(%)		浄 水 池		八丁目	三丁目
気 温	(°C)		17 4	10.4	00.0	90.5
	(1ml中)	100以下	17. 4	18. 4	20.8	20. 5
大腸菌	(100ml中)	検出されないこと	陰性			陰性
カドミウム及びその化合物	(m g /L)	0.003以下	〈0.0003	〈0.0003	〈0.0003	〈0.0003
水銀及びその化合物	(m g /L)	0.0005以下	<0.00005		<0.00005	(0.0000
セレン及びその化合物	(m g /L)	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
鉛及びその化合物	(m g /L)	0.01以下	<0.001	_	<0.001	_
ヒ素及びその化合物	(m g /L)	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
六価クロム化合物	(m g/L)	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
亜硝酸態窒素	(m g/L)	0.04以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
シアン化物イオン及び塩化シ		0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	(m g /L)	10以下	0. 43	0.44	0. 43	0.43
フッ素及びその化合物	(m g /L)	0.8以下	0. 17	0.16		0. 17
ホウ素およびその化合物	(m g /L)	1.0以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
四塩化炭素	(m g /L)	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,4-ジオキサン シス-1,2-ジクロロエチレン及	(m g /L)	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
トランス-1, 2-ジクロロエチレ		0.04以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
ジクロロメタン	(m g /L)	0.02以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	(m g /L)	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
トリクロロエチレン ベンゼン	(m g /L)	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
塩素酸	(m g /L) (m g /L)	0.01以下 0.6以下	<0.001 <0.06	<0.001 <0.06	<0.001 <0.06	<0.001 <0.06
クロロ酢酸	(m g /L)	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
クロロホルム	(m g /L)	0.06以下	0.002	0.007	0.008	0.005
ジクロロ酢酸	(m g /L)	0.03以下	<0.002	<0.002	0.006	<0.002
ジブロモクロロメタン	(m g /L)	0.1以下	<0.001	0.002	0.003	0.002
臭素酸	(m g /L)	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
総トリハロメタン	(m g/L)	0.1以下	0.003	0.013	0.013	0.011
トリクロロ酢酸	(m g/L)	0.03以下	<0.002	0.004	0.002	0.002
ブロモジクロロメタン	(m g /L)	0.03以下	0.002	0.005	0.005	0.004
ブロモホルム	(m g /L)	0.09以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
ホルムアルデヒド	(m g /L)	0.08以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
亜鉛及びその化合物 アルミニウム及びその化合物	(m g /L)	1.0以下	<0.005	0. 012	<0.005	0.014
鉄及びその化合物	(m g /L) (m g /L)	0. 2以下 0. 3以下	0. 01 <0. 01	0. 02	0. 01 <0. 01	0. 01 <0. 01
銅及びその化合物	(m g /L)	1. 0以下	<0.005	0. 023		0.008
ナトリウム及びその化合物	(m g /L)	200以下	8. 2	9. 5	8. 2	8. 2
マンガン及びその化合物	(m g /L)	0.05以下	<0.001	0.002	<0.001	<0.001
塩化物イオン	(m g /L)	200以下	6.0	6. 4	5.9	5. 9
カルシウム,マグネシウム等		300以下	32.0	38. 6	32.8	33. 1
蒸発残留物	(m g/L)	500以下	80	_	80	_
陰イオン界面活性剤	(m g/L)	0.2以下	<0.02	_	<0.02	_
ジェオスミン	(m g /L)	0.00001以下	<0.000001		<0.000001	_
2-メチルイソボルネオール	(m g /L)	0.00001以下	<0.000001	_	<0.000001	_
非イオン界面活性剤	(m g /L)	0.02以下	<0.002	_	<0.002	_
フェノール類  有機物 (TOCの量)	(m g /L) (m g /L)	0.005以下 3以下	<0.0005 0.4	0.4	<0.0005 0.3	<0.3
<u> </u>	(III g / L)	5.8~8.6	7. 1	7. 1	7. 2	7. 2
味		異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
臭気		異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
色度(みかけの色度)	(度)	5以下	<0.5	0.6	<0.5	<0.5
濁度	(度)	2以下	<0.1	0. 2		<0.1
アンモニア態窒素	(m g /L)		<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
カリウム	(m g /L)		1.4	1. 4	1.3	
マグネシウム	(m g /L)	_	1.4	1.6		
カルシウム	(m g /L)		10.6	12. 8		
硫酸イオン電気に通常	(m g /L)	_	7. 7	7. 3		
電気伝導率 ウェルシュ菌芽胞	(μS/cm)	<u> </u>	108	114	109	109
臭気強度	(度)		_			
残留塩素	(m g /L)		0. 55	0.17	0. 27	0. 26

		水				原		水
岩 狩		千 坊 台	上ヶ原		大 和	第一取水	第二取水	第三取水
一丁目	小周防	一丁目	(虹ヶ丘六丁目)	東伊保木	(塩 田)	(伏流水)	(伏流水)	(伏流水)
1 1		1 H	(ML) TL/(1 L)		(温田)	( [ [ [ [ ] ] ] ] )	(	( )(1)(1)()
18. 8	18. 1	19. 7	19.8	18.6	18. 4	17. 0	17. 1	17. 3
0	0	0	0	0	0	4	12	8
陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	_		_
<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	<0.00005	_	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
<0.004 <0.001	<0.004 <0.001	<0.004 <0.001	<0. 004 <0. 001	<0.004 <0.001	<0.004 <0.001	<0.004 <0.001	<0.004 <0.001	<0.004 <0.001
0.43	0. 43	0. 44	0.44	0. 44	0. 44	0. 42	0. 44	0. 43
0. 17	0. 17	0. 17	0. 17	0. 17	0. 17	0. 16	0. 17	0. 17
<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	0. 10	<0.06	_		
<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	_		
0.005	0.005	0.006	0.007	0.008	0.006			
<0.002 0.003	<0.002 0.002	<0.002 0.002	<0.002 0.002	<0.002 0.003	<0. 002 0. 002			
<0.003	<0.002	<0.002	<0.002	<0.003	<0.002	_		
0. 012	0.010	0. 013	0. 013	0.016	0. 013			
0.002	0.002	0.003	0.002	0.004	0.013	_	_	_
0.004	0.004	0.005	0.004	0.005	0.004			
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	_	_	_
<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	_	_	_
<0.005	<0.005	0.010	<0.005	<0.005	<0.005	0.008	0.008	<0.005
0.01	0. 01	<0.01	0.01	0.01	0.02	<0.01	<0.01	<0.01
<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0. 19	<0.01	<0.01
0.009	0.011	0.014	0.007	<0.005	0.008	0.018	0.009	<0.005
8. 2	8. 2	8. 2	8. 2 <0. 001	8. 3 <0. 001	8. 2	9. 0	7. 4	7. 4
<0.001 5.9	<0.001 5.9	<0.001 6.0	6. 0	6. 2	<0.001 6.0	0. 029 6. 7	0. 001 4. 7	0. 004 4. 7
32. 7	32. 6	32. 3	32. 5	32. 3	32. 2	34. 5	31. 4	31. 4
	81	-	80	82	80	77	70	75
	<0.02		<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
	<0.000001		<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
_	<0.000001		<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
	<0.002		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
_	<0.0005	_	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
0. 3 7. 2	0. 3 7. 2	0. 3 7. 3	0. 3 7. 2	0. 4 7. 3	0. 4 7. 2	0.3	0. 5 7. 1	0. 5 7. 2
異常なし	4.2 異常なし	### 1.3 異常なし	<u>1.2</u> 異常なし	7.3 異常なし	7.2 異常なし	6.8	7. 1	7. 2
異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	_	_	
く0.5	<del>共而なし</del> 〈0.5	<del>共而なし</del> 〈0.5	<del>英丽なり</del> 〈0.5	<del>英丽なじ</del> 〈0.5	<del>共而なし</del> 〈0.5	1.8	1. 3	1. 0
<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0. 4	<0.1	<0.1
<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
1. 3	1.3	1. 3	1.3	1.4	1.3	1.4	1.4	1.4
1.4	1. 3	1. 3	1.4	1.3	1. 4	1.5	1. 3	1. 3
10.8	10. 9	10.8	10. 7	10.8	10.6	11.3	10.4	10. 4
7. 6	7.6	7. 6	7. 6	7. 6	7. 2	8. 2	7. 2	7. 3
108	108	107	107	111	107	116	103	103
	_	_		_		0	0	0
0.21	0. 28	0.00	0. 29	0. 29	0. 32			
0.31	U. 28	0.29	0. 29	0. 29	0.32	_	_	

# 業 務 統 計

- 1 水道料金調定状況
- 2 用途別業務統計
- 3 量水器管理状況

## 業 務 統 計

## 1 水道料金調定状況

年度	調定件数(件)	水道料金調定額(円)	給水戸数(戸)
平成27年度	134, 317	1, 118, 033, 940	21, 944
平成28年度	135, 117	1, 117, 539, 850	22, 155
平成29年度	135, 203	1, 104, 136, 910	22, 205
平成30年度	135, 342	1, 112, 771, 950	22, 199
令和元年度	135, 982	1, 104, 633, 770	22, 355
令和2年度	136, 870	1, 083, 747, 930	22, 499
令和3年度	137, 927	1, 102, 641, 260	22, 647
令和4年度	138, 417	1, 089, 888, 900	22, 643
令和5年度	138, 210	1, 055, 514, 870	22, 613
令和6年度	138, 326	1, 054, 830, 770	22, 541
令和6年4月	12, 464	91, 859, 300	_
令和6年5月	10, 621	82, 568, 120	_
令和6年6月	12, 393	94, 869, 200	_
令和6年7月	10, 588	82, 555, 110	_
令和6年8月	12, 458	94, 158, 770	_
令和6年9月	10, 551	83, 585, 340	_
令和6年10月	12, 534	92, 218, 370	_
令和6年11月	10, 613	81, 729, 650	_
令和6年12月	12, 483	92, 151, 330	_
令和7年1月	10, 556	83, 593, 320	_
令和7年2月	12, 419	95, 097, 780	_
令和7年3月	10, 646	80, 444, 480	_

※消費税等を含む。

## 2 用途別業務統計

/ 用	途	_	年 度	令和6年度	令和5年度	令和4年度
			件数(件)	126, 986	129, 606	129, 971
	家 事	用	水量 (m <sup>3</sup> )	3, 800, 298	3, 831, 721	3, 934, 794
_			料金 (円)	460, 640, 290	466, 633, 410	478, 316, 900
			件数(件)	7, 038	6, 648	6, 404
般	営業	用	水量 (m³)	552, 261	562, 210	545, 601
			料金(円)	85, 050, 580	85, 737, 930	83, 108, 080
			件数(件)	1, 201	1, 194	1, 248
用	公 共	用	水量 (m³)	216, 278	217, 922	228, 552
			料金(円)	37, 465, 920	37, 780, 550	39, 170, 680
水			件数(件)	168	169	174
	工場	用	水量 (m³)	3, 135, 900	3, 123, 694	3, 314, 383
			料金(円)	465, 556, 560	464, 045, 930	487, 781, 540
			件数(件)	0	0	0
公	衆浴場	用	水量 (m³)	0	0	0
			料金(円)	0	0	0
# <b>L</b>			件数(件)	576	593	620
臨	一般	用	水量 (m³)	9, 138	2, 623	3, 088
時			料金(円)	651, 260	1, 317, 050	1, 511, 700
用			件数(件)	0	0	0
水	特別	用	水量 (m³)	0	0	0
/1/			料金 (円)	0	0	0
			件数(件)	138, 326	138, 210	138, 417
	計		水量 (m³)	7, 716, 365	7, 738, 170	8, 026, 418
			料金 (円)	1, 054, 830, 770	1, 055, 514, 870	1, 089, 888, 900

※消費税等は含まない。

## **3 量水器管理状況** (単位:個)

	項目	- 11 平米	口然料	取	付	数	取	外	数	[A +n *k-
年 度		設置数	保管数	新 設	事故取替	検満取替	撤去	事 故 取 替	検満取替	除却数
平)	成30年度	23, 919	800	357	0	2, 855	183	0	2, 855	231
令	和元年度	24, 047	1, 143	334	0	3, 227	210	0	3, 227	206
令	和2年度	24, 164	1, 083	398	0	3, 199	254	0	3, 199	281
令	和3年度	24, 120	647	340	0	3, 205	382	0	3, 205	384
令	和4年度	24, 198	858	361	0	3, 099	283	0	3, 099	283
令	和5年度	24, 273	805	307	0	2, 818	238	0	2, 818	235
令	和6年度	24, 317	746	268	0	2, 829	226	0	2, 829	231
	13mm	13, 305	352	83	0	1, 441	194	0	1, 441	192
	20mm	10, 346	385	178	0	1, 289	16	0	1, 289	16
	25mm	395	5	5	0	37	10	0	37	10
	40mm	158	0	2	0	30	3	0	30	2
	50mm	75	3	0	0	25	2	0	25	3
	75mm	22	1	0	0	5	1	0	5	6
	100mm	12	0	0	0	2	0	0	2	2
	150mm	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	200mm	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	300mm	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	350mm	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	400mm	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	450mm	0	0	0	0	0	0	0	0	0

# 財 務 状 況

- 1 業務及び経営分析
- 2 財務分析
- 3 水道料金原価分析
- 4 決算状況
- 5 水道料金の推移

## 財 務 状 況

## 1 業務及び経営分析

区分	区分 算 式		比  率			
項目	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	
負 荷 率	1 日 平 均 配 水 量 × 100	80. 1	89. 3	86. 8	75. 9	
(%)	1 日 最 大 配 水 量	00.1	09. 0	00.0	10. 9	
施設利用率	1 日 平 均 配 水 量 × 100	48.6	49.8	52. 6	53. 4	
(%)	1 日 配 水 能 力	40.0	13.0	52.0	55.4	
最大稼働率	1 日 最 大 配 水 量 × 100	60. 7	55. 8	60. 6	70. 3	
(%)	1 日 配 水 能 力	00.1	00.0	00.0	10.5	
配水管使用効率	年 間 総 配 水 量	23. 4	24. 1	25. 5	25. 8	
HE 74 1 DC 714 774 1	導 送 配 水 管 延 長					
固定資産使用効率	年 間 総 配 水 量	8. 5	9. 0	9. 6	9. 7	
(m³/万円)	有 形 固 定 資 産					
供給単価	給 水 収 益 ———————————————————————————————————	124. 3	124. 0	123. 4	123. 2	
(円/m³)	年 間 総 有 収 水 量	1211 0	121.0	120.1	120.2	
給 水 原 価	経常費用一(受託工事費+材料及び不用品売却原価+附帯事業費)ー長期前受金戻入	121.6	121. 6 114. 9 120. 1	115. 9		
(円/m³)	年 間 総 有 収 水 量			12001		
職員1人あたり	現 在 給 水 人 口	1, 267	1, 356	1, 298	1, 311	
給水人口(人)	損益勘定所属職員数	,	,	,	,	
職員1人あたり	年 間 総 有 収 水 量	214, 343	214, 343   227, 593	222, 956 226,	226, 067	
給水量(m³)	損益勘定所属職員数	,	,		, ~~,	
職員1人あたり	総 収 益	32, 746	34, 305	33, 223	33, 865	
総収益(千円)	損益勘定所属職員数	52, 110				
有 収 率	年 間 総 有 収 水 量 × 100	90. 6	88. 4	87. 1	87. 1	
(%)	年 間 総 配 水 量					
給水収益に対する 職員給与費の割合	職 員 給 与 費 —————× 100	33. 2	30. 7	29. 8	8 29.5	
(%)	給 水 収 益					

## 2 財務分析

区分	/*/ <del>*</del>		比	率	
項目	算 式	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
固定資産構成比率	固 定 資 産	0E 1	84.0	83. 4	83. 5
(%)	固定資産+流動資産+繰延資産	00.4	04. 0	00.4	05. 5
固定負債構成比率	固 定 負 債	41. 2	42. 4	49. 3	45. 0
(%)	負債資本合計	41.2	42.4	40.0	40.0
自己資本構成比率	資本金+剰余金+繰延収益 × 100	54. 6	53. 3	51. 7	50. 3
(%)	負債資本合計	01.0	00.0	01.1	00.0
固定資産対長期資本比率	固 定 資 産	89. 2	87.8	87. 3	87. 6
(%)	資 本 金 + 剰 余 金 × 100 + 固 定 負 債 + 繰 延 収 益	03. 2	01.0	01.0	01.0
固定比率	固 定 資 産 × 100	156. 4	157. 6	161. 5	165. 9
(%)	資本金+剰余金+繰延収益	100. 1	101.0	101.0	100. 3
流動比率	流 動 資 産 × 100	344. 0	372. 2	373.8	352.9
(%)	流動負債	344. 0	312.2	313.0	552. 9
当 座 比 率	現金預金+(未収金-貸倒引当 金 ) × 100	341. 0	369. 5	370.8	348.3
(%)	流 動 負 債	011.0	003.0	010.0	010.0
現 金 比 率	現 金 預 金 × 100	301. 6	327. 5	331. 1	307.8
(%)	流 動 負 債	501.0	021.0	001.1	001.0
自己資本回転率	一営業収益一受託工事収益 期首自己資本+期末自己資本	0. 17	0. 18	0. 19	0. 20
(回)	2	0.17	0.10	0.13	0. 20
固定資産回転率	営業収益一受託工事収益	^ 11	0.11	0.10	0.10
(回)	期首固定資産+期末固定資産 2	0. 11	0. 11	0. 12	0. 12
減価償却率	当年度減価償却費	0.70	0. 22	4.03	4 03
(%)	#####################################	3. 73	3. 68	4. 31	4. 28
流動資産回転率	営業収益一受託工事収益				
(回)	期首流動資産+期末流動資産	0.61	0. 58	0. 58	0.62

区分	区分		比 率			
項目	算    式	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	
未収金回転率	営業収益-受託工事収益期首未収金+期末未収金	5. 4	5. 3	5. 3	5. 1	
(回)	2					
総資本利益率	当年度経常損益 期首総資本+期末総資本	1.5	1.8	1. 4	1.8	
(%)	2					
経常収支比率 (%)	経   常   収   益	117. 1	122. 3	116. 2	120. 7	
営業収支比率 (%)	営業収益-受託工事収益 × 100 営業費用-受託工事費用	117.8	124. 5	117.8	122. 9	
利子負担率 (%)	支払利息+企業債取扱諸費 <del>建設改良費等の財源に充てるための企業債・</del> × 100 長期借入金+その他の企業債・長期借入金+再	1. 6	1.6	1. 6	1. 7	
企業債償還元金対	建債+リース債務+一時借入金					
減価償却費比率	建設改良のための企業債償還元金 	122. 4	120. 2	94. 2	88. 3	
(%)	当年度減価償却費-長期前受金戻入					
企業債償還元金対料 金収入比率	建設改良のための企業債償還元金 × 100	36. 0	35. 4	33. 3	31. 1	
(%)	料 金 収 入					
企業債償還利息対料 金収入比率	企 業 債 利 息 × 100	7.8	8. 2	8.3	8. 7	
(%)	料 金 収 入					
企業債元利償還金 対料金収入比率	建設改良のための企業債元利償還金 × 100	43.8	43.6	41. 6	39. 8	
(%)	料 金 収 入					
職員一人あたり 有形固定資産	期末有形固定資産	242, 942	250, 569	240, 501	240, 323	
(千円)	損益勘定所属職員数+資本勘定所属職員数		200,000	<b>_1</b> 0,001	210,020	
資 本 費	企業債利息+減価償却費+受水費中資本費-長期前受金戻入	46. 2	46. 6	54. 0	54. 1	
(円)	有 収 水 量		10.0	J 1. 0	- II I	
不良債務比率	不 良 債 務 ————× 100	-	_	_	_	
(%)	営業収益-受託工事収益					

## 3 水道料金原価分析

項目	度	令和6年度	令和5年度
有 収 水 量 (A)	(m <sup>3</sup> )	7, 716, 365	7, 738, 170
水道事業費用	(円)	1, 007, 085, 466	953, 646, 364
人件費	(円)	318, 395, 665	294, 157, 566
一 般 管 理 費	(円)	108, 336, 457	99, 383, 693
維持修維費	(円)	49, 809, 997	25, 757, 680
動力費	(円)	95, 999, 659	95, 283, 999
薬 品 費	(円)	5, 544, 980	5, 541, 300
減 価 償 却 費	(円)	347, 395, 139	347, 072, 295
支 払 利 息	(円)	74, 739, 493	78, 260, 573
そ の 他	(円)	6, 864, 076	8, 189, 258
受託工事費等の附帯事業費用	(円)	3, 420, 000	0
m <sup>3</sup> あたり給水原価	(円)	121.6	114. 9
給 水 収 益 (B)	(円)	958, 937, 057	959, 558, 967
m <sup>3</sup> あたり供給単価 (B)÷ (A)	(円)	124. 3	124. 0

※消費税等は含まない。

## 4 決算状況

## (1)収益的収入及び支出

年 度	令和6年	度	令和5年度		
科目	金額(円)	比率 (%)	金額(円)	比率 (%)	
水道事業収益	1, 178, 844, 279	100.0	1, 166, 386, 535	100.0	
営 業 収 益	1, 095, 195, 852	92. 9	1, 086, 029, 639	93. 1	
給 水 収 益	958, 937, 057	81. 4	959, 558, 967	82. 3	
受託工事収益	3, 987, 720	0.3	0	0.0	
その他営業収益	132, 271, 075	11. 2	126, 470, 672	10.8	
営 業 外 収 益	83, 648, 427	7. 1	80, 356, 896	6. 9	
受取利息及び配当金	1, 643, 183	0. 1	136, 979	0.0	
他会計繰入金	3, 317, 117	0.3	3, 643, 439	0.4	
雑 収 益	13, 013, 232	1. 1	12, 167, 815	1.0	
長期前受金戻入	65, 674, 895	5. 6	64, 408, 663	5. 5	
特 別 利 益	0	0.0	0	0.0	
過年度損益修正益	0	0.0	0	0.0	
その他特別利益	0	0.0	0	0.0	
水道事業費用	1, 007, 085, 466	100.0	953, 646, 364	100.0	
営 業 費 用	930, 128, 411	92. 4	872, 473, 425	91. 5	
原水及び浄水費	255, 127, 434	25. 3	230, 223, 066	24. 2	
配水及び給水費	81, 452, 178	8. 1	67, 051, 965	7. 0	
受 託 工 事 費	3, 420, 000	0.4	0	0.0	
業務費	101, 560, 442	10. 1	93, 390, 158	9.8	
総係費	138, 096, 904	13. 7	130, 894, 729	13. 7	
減価償却費	347, 395, 139	34. 5	347, 072, 295	36. 4	
資 産 減 耗 費	3, 076, 314	0.3	3, 836, 548	0.4	
その他営業費用	0	0.0	4, 664	0.0	
営 業 外 費 用	76, 957, 055	7. 6	81, 172, 939	8. 5	
支 払 利 息	74, 739, 493	7. 4	78, 260, 573	8. 2	
雑  支  出	2, 217, 562	0.2	2, 912, 366	0.3	
特 別 損 失	0	0.0	0	0.0	
過年度損益修正損	0	0.0	0	0.0	
その他特別損失	0	0.0	0	0.0	
純利益 (△純損失)	171, 758, 813		212, 740, 171		

※消費税等は含まない。

# (2)資本的収入及び支出

	年度	令和6年	安	令和5年度		
彩	区分	金額(円)	比率 (%)	金額(円)	比率 (%)	
資	本的収入 (A)	255, 567, 777	100.0	274, 680, 824	100.0	
	企業債	200, 000, 000	78. 3	200, 000, 000	72.8	
	他会計負担金	2, 659, 580	1.0	5, 398, 140	2.0	
	工 事 負 担 金	0	0.0	6, 195, 372	2. 2	
	出 資 金	19, 056, 197	7. 5	27, 169, 312	9. 9	
	補 助 金	33, 852, 000	13. 2	35, 918, 000	13. 1	
	固定資産売却代金	0	0.0	0	0.0	
資	本的支出 (B)	920, 242, 336	100. 0	863, 115, 402	100.0	
	建設改良費	575, 306, 391	62. 5	523, 409, 080	60.6	
	企業債償還金	344, 935, 945	37. 5	339, 706, 322	39. 4	
	補助金返還金	0	0.0	0	0.0	
(	B) - (A) 不足する 額	664	, 674, 559	588, 434, 578		
補	過年度分 損益勘定留保資金	452	, 732, 752	340, 263, 854		
て	当年度分 損益勘定留保資金					
ん	減債積立金	166	, 990, 153	208, 957, 872		
	建設改良積立金					
財	過年度分消費税 資本的収支調整額					
源	当年度分消費税 資本的収支調整額	44	, 951, 654	39, 212, 852		

※消費税等を含む。

# (3)貸借対照表

イ. 資産の部

年 度	令和6年	度	令和5年	度
科目	金額(円)	比率 (%)	金額(円)	比率 (%)
固 定 資 産	9, 976, 379, 190	85. 4	9, 787, 081, 687	84. 0
有 形 固 定 資 産	9, 960, 639, 959	85. 2	9, 772, 204, 277	83. 9
土 地	125, 839, 909	1. 1	125, 839, 909	1. 1
建物	351, 487, 048	3. 0	363, 868, 827	3. 1
構築物	8, 273, 761, 451	70.8	8, 368, 800, 610	71. 9
機械及び装置	315, 769, 522	2. 7	334, 033, 662	2. 9
車両及び運搬具	5, 899, 182	0. 1	5, 259, 542	0.0
工具器具及び備品	9, 493, 571	0. 1	9, 355, 029	0. 1
建設仮勘定	878, 389, 276	7. 5	565, 046, 698	4.8
無形固定資産	15, 739, 231	0. 1	14, 877, 410	0.1
電話加入権	743, 600	0.0	743, 600	0.0
水質検査施設利用権	14, 995, 631	0. 1	14, 133, 810	0. 1
流動資産	1, 709, 685, 876	14. 6	1, 857, 284, 896	16. 0
現金預金	1, 498, 936, 174	12.8	1, 634, 107, 208	14. 0
未 収 金	195, 941, 947	1. 7	209, 821, 452	1.8
貸倒引当金	△ 194, 870	0.0	△ 124, 250	0.0
貯 蔵 品	15, 002, 625	0. 1	13, 480, 486	0.1
前 払 金	0	0.0	0	0.0
保管有価証券	0	0.0	0	0.0
資 産 合 計	11, 686, 065, 066	100. 0	11, 644, 366, 583	100.0

<sup>(</sup>注1)消費税等は含まない。(注2)比率は四捨五入によっているので、端数において計が一致しない場合がある。

ロ. 負債の部

ロ. 須慎の部	令和6年月	度	令和5年度		
科目	金額(円)	比率 (%)	金額(円)	比率 (%)	
固定負債	4, 809, 751, 745	71. 9	4, 937, 102, 946	72. 2	
企業債	4, 394, 304, 577	65. 6	4, 543, 393, 518	66. 4	
引 当 金	415, 447, 168	6. 2	393, 709, 428	5. 8	
退職給付引当金	261, 788, 592	3. 9	240, 050, 852	3. 5	
修繕引当金	153, 658, 576	2. 3	153, 658, 576	2. 2	
流動負債	496, 986, 825	7. 4	498, 998, 905	7. 3	
企業債	349, 088, 941	5. 2	344, 935, 945	5. 0	
未 払 金	41, 286, 078	0.6	42, 230, 079	0.6	
引 当 金	29, 322, 816	0. 4	33, 308, 058	0. 5	
預り金	77, 288, 990	1. 2	78, 524, 823	1. 1	
預 り 有 価 証 券	0	0.0	0	0.0	
繰 延 収 益	1, 386, 807, 089	20. 7	1, 406, 560, 335	20. 6	
長 期 前 受 金	1, 386, 807, 089	20. 7	1, 406, 560, 335	20. 6	
一般会計負担金	222, 802, 664		220, 542, 588		
収益化累計額	△ 66, 848, 177		△ 60, 382, 628		
工事負担金	640, 480, 927		640, 347, 839		
収益化累計額	△ 193, 211, 092		△ 171, 615, 597		
補助金	506, 451, 104		475, 704, 329		
収益化累計額	$\triangle$ 131, 525, 265		△ 121, 943, 484		
受贈財産評価額	622, 006, 380		630, 164, 723		
収益化累計額	$\triangle$ 213, 568, 307		△ 206, 476, 290		
寄 付 金	218, 855		218, 855		
収益化累計額	0		0		
負 債 合 計	6, 693, 545, 659	100. 0	6, 842, 662, 186	100.0	

<sup>(</sup>注1)消費税等は含まない。(注2)比率は四捨五入によっているので、端数において計が一致しない場合がある。

ハ. 資本の部

年 度	令和6年	度	令和5年度		
科目	金額(円)	比率(%)	金額(円)	比率 (%)	
資 本 金	4, 414, 836, 630	88. 4	4, 186, 822, 561	87. 2	
資 本 金	4, 414, 836, 630	88. 4	4, 186, 822, 561	87. 2	
固有資本金	60, 816, 066	1. 2	60, 816, 066	1. 3	
繰 入 資 本 金	1, 222, 147, 879	24. 5	1, 203, 091, 682	25. 1	
組入資本金	2, 698, 884, 014	54. 1	2, 489, 926, 142	51. 9	
引継資本金	432, 988, 671	8. 7	432, 988, 671	9. 0	
剰 余 金	577, 682, 777	11. 6	614, 881, 836	12.8	
資本剰余金	26, 193, 640	0. 5	26, 193, 640	0. 5	
一般会計負担金	12, 858, 664	0. 3	12, 858, 664	0. 3	
工事負担金	568, 812	0.0	568, 812	0.0	
補助金	182, 765	0.0	182, 765	0.0	
受贈財産評価額	10, 342, 607	0. 2	10, 342, 607	0. 2	
寄 付 金	2, 240, 792	0.0	2, 240, 792	0.0	
利益剰余金	551, 489, 137	11. 0	588, 688, 196	12. 3	
減債積立金	212, 740, 171	4. 3	166, 990, 153	3. 5	
建設改良積立金	0	0.0	0	0.0	
当年度未処分 利益剰余金	338, 748, 966	6.8	421, 698, 043	8.8	
その他未処分 利益剰余金変動額	166, 990, 153	3. 3	208, 957, 872	4. 4	
繰越利益剰余金 年 度 末 残 高	0	0.0	0	0.0	
当年度純利益	171, 758, 813	3. 4	212, 740, 171	4. 4	
資 本 合 計	4, 992, 519, 407	100.0	4, 801, 704, 397	100.0	
資本・負債合計	11, 686, 065, 066	100.0	11, 644, 366, 583	100.0	

<sup>(</sup>注1) 消費税等は含まない。 (注2) 比率は四捨五入によっているので、端数において計が一致しない場合がある。

# 5 水道料金の推移

# (1)昭和20年12月

# (計量給水料)

~ 給水	種別	水	量及び	料金	1か月定	限水量	1か月基本	本料金	超過力	人量	摘  要
公	設	専	用	栓	8	$m^3$	4.0	円	0.35	円	同一家屋内の支栓は1か所に付き1円とする。
公	設 聯	合	専用	栓	8	$m^3$	4.0	円	0.35	円	
公	設	共	用	栓	5	$m^3$	2.5	円	0.30	円	
私	設	専	用	栓	8	$\mathrm{m}^{3}$	3.6	円	0.30	円	同一家屋内の支栓は1か所に付き1円とする。
私	設 聯	合	専用	柱	8	$m^3$	3.6	円	0.30	円	
私	設	共	用	栓	5	$m^3$	2.0	円	0. 28	円	
営	業		用	水	10	$m^3$	5.0	円	0.30	円	
特	別		用	水					0.60	円	
船	舟白		用	水					0.35	円	
									0.35	田	500m³まで1m³につき
_	工 場		用	水					0.35	田	501~2,000m <sup>3</sup> まで1m <sup>3</sup> につき
			用	小					0.30	円	2,001~5,000m³まで1m³につき
									0. 28	円	5,001m³以上1m³につき

# (放任給水料)

給水種別	҈ 1か月料金	摘  要
公 設 専 用 栓	6.0 円	同一家屋内の支栓は1か所に付き1円とする。
公設聯合專用格	6.0 円	
公 設 共 用 栓	5.4 円	
私 設 専 用 栓	5.4 円	同一家屋内の支栓は1か所に付き1円とする。
私設聯合專用格	5.4 円	
私 設 共 用 栓	4.8 円	
営 業 用 水	0.4 円	1 m³につき
水洗便所	6 2.0 円	市長の認定により水量を決定する 大小便各1か所 自動洗滌装置は除く

口径	使用料			
13 mm	1 か月	0.50	円	
20 mm	1 か月	0.75	円	
25 mm	1 か月	1. 25	円	
50 mm	1 か月	3. 75	円	

口径	使 用 料
75 mm	1か月 5.00 円
100 mm	1 か月 7.50 円
150 mm	1 か月 12.50 円
150mmを超えるもの	1 か月 17.50 円

### (2)昭和22年2月

### (計量給水料)

給 水	種別	水量及	び料金	1か月定限水量	1か月基本料	斗金	1 m <sup>3</sup> に対 超 過 料	する 金	摘  要
家	事	専 月	1 栓	8 m <sup>3</sup>	28	円	1.7	円	
家	事	共 月	1 栓	7 m <sup>3</sup>	25	円	1.7	田	
営	業	用	水	15 m <sup>3</sup>	35	円	2.0	円	
特	別	用	水				4.0	田	1 m <sup>3</sup> に対する基本料金
船	舶	用	水				2.0	円	1 m 3 に対する基本料金
湯	屋	用	水	60 m <sup>3</sup>	100	円	2.0	円	
工事	事その	他臨時	持用水				2.0	円	
学	校婷	i 院 .	用水	100 m <sup>3</sup>	160	円	1.5	円	
				500m <sup>3</sup> 未満			2. 5	田	
エ	場	用	水	500~4,999m <sup>3</sup>			2.3	田	
				5,000m <sup>3</sup> 以上			2.0	円	

### (放任給水料)

<b>~</b> 給 才	(種別	<b>料</b>	金	1 か月料	金	摘  要	
家	事具	事 用	栓	30.0	円	(基本人数5名) 1栓及び1名増す毎に4円を増徴する。	
家	事力	共 用	栓	20.0	円	(基本人数5名) 1名増す毎に4円を増徴する。	
湯	屋	用	水	2. 0	円		
学	校 病	院用	水	1. 5	円	$1~\mathrm{m}^{3}$ に対する単価に対して使用水量は市長が認定する。	
営	業	用	水	2.0	円		
工	場	用	水			市長の認定により使用水量を決定し計量給水料に順じ料金を徴収する。	
水	洗	便	所	4.0	円	1組につき(大・小便)	
自	動車	+ + •	馬	40.0	円	1台又は1頭につき	

口径	使月	用料	
13 mm	1 か月	5	円
20 mm	1 か月	7	円
25 mm	1 か月	10	円
40 mm	1 か月	40	円
50 mm	1 か月	50	円

口径	使用料
75 mm	1 か月 80 円
100 mm	1か月 110 円
150 mm	1か月 170 円
200 mm	1 か月 250 円
250 mm	1 か月 300 円

# (3)昭和28年7月

### (計量給水料)

給水	種別	水量	k 及び	料金	1か月定限給水量	定限量内の1か	月料金	定限超過又は定 定めないもの1 m		摘  要
家	事	専	用	栓	10 m <sup>3</sup>	100	円	10.0	円	
家	事	共	用	栓	8 m <sup>3</sup>	80	円	10.0	円	
営	業	,	用	水	20 m <sup>3</sup>	200	円	10.0	円	
特	別	,	用	水				20.0	円	
船	舶		用	水				20.0	円	
湯	屋	,	用	水	100 m <sup>3</sup>	900	円	8.5	円	
工事	事その	他蹈	福時用	引水				20.0	円	
官公	庁・学	校・	病院	用水	100 m <sup>3</sup>	1,000	円	9.0	円	
					1,000m <sup>3</sup> 以下			10.0	円	
エ	場	,	用	水	1,001~1,500m <sup>3</sup>			9.0	円	25,000㎡を超える場合は市長の 認定する料金を適用する。
					1,501~25,000 m <sup>3</sup>			8.0	円	·

# (放任給水料)

<b>~</b> 給水	種別	料	金	1 か月料	金	摘  要	
家	事 导	享 用	栓	150. 0	円	世帯人員五名迄の一栓設備の料金であって、人員一名又は一栓を増す毎に10円を増徴する。	
家	事步	+ 用	栓	130. 0	円	世帯人員五名迄の供用栓、使用世帯の料金であって、人員一名増す 毎に10円を増徴する。	
湯	屋	用	水	8. 5	円		
学	校 病	院用	水	10.0	円	1 か月使用水量は営業状態を勘案して市長が認定する。	
営	業	用	水	15. 0	円		
工	場	用	水			使用水量は営業状態を勘案して市長が認定し料金は計量制に準ずる。	
水	洗	便	所	30.0	円	1箇1か月につき	
牛	•	馬 用	水	20.0	円	1頭1か月につき	
自	動耳	1 用	水	200.0	円	1台1か月につき	
風	呂	用	水	20.0	円	家庭用1戸1槽1か月につき	

口径	使,	用 料
13 mm	1 か月	20 円
20 mm	1 か月	30 円
25 mm	1 か月	40 円
40 mm	1 か月	70 円
50 mm	1 か月	300 円
63 mm	1 か月	400 円

口径	使	用 料
75 mm	1 か月	500 円
100 mm	1 か月	700 円
150 mm	1 か月	1,200 円
200 mm	1 か月	1,800 円
250 mm	1 か月	3,000 円
300 mm	1 か月	5,000 円

# (4) 昭和40年4月

### (計量給水使用料)

用	途	別	1か月基本水量	1か月基本料金	超過1m³に	こつき	摘  要
家	事	用	8 m <sup>3</sup>	120 円	15. 0	円	
営	業	用	12 m <sup>3</sup>	180 円	15. 0	円	
銭	湯	用	100 m <sup>3</sup>	1,100 円	11. 0	円	
公	共	用	20 m <sup>3</sup>	300 円	15. 0	円	
			1,000m³まで		15. 0	円	
			1,000m <sup>3</sup> をこえ2,00	0m³まで	14. 0	円	
			2,000m <sup>3</sup> をこえ5,00	13. 0	円		
			5,000m <sup>3</sup> をこえ10,0	00m <sup>3</sup> まで	11. 0	円	
			10,000m <sup>3</sup> をこえ15,	000m <sup>3</sup> まで	9. 5	円	
エ	場	用	15,000m <sup>3</sup> をこえ20,	8. 5	円		
			20,000m <sup>3</sup> をこえ30,	000m <sup>3</sup> まで	7. 5	円	
			30,000m <sup>3</sup> をこえ50,	000m <sup>3</sup> まで	7. 0	円	
			50,000m <sup>3</sup> をこえ100	,000m³まで	6. 5	円	
			100,000m <sup>3</sup> をこえ15	0,000m³まで	6. 2	円	
			150,000m <sup>3</sup> をこえる	もの	6. 0	円	
雑		用			30.0	円	使用水量にかかわらず
船	舟白	用		30.0	円	使用水量にかかわらず	
特	別	用	第55条に基づき市	長が実情を参酌	して定める。	)	

# (放任給水使用料)

用	途	別	1か月基本料金	摘  要
家	事	用	200 円	世帯人数5人まで給水栓1栓当りの1月の水道使用料で、1 人又は1栓を増すごとに15円を増徴する。
風	呂	用	15 円	家庭用風呂で1戸1槽1月当りとする。

口径	使月	用 料
13 mm	1 か月	20 円
20 mm	1 か月	30 円
25 mm	1 か月	40 円
40 mm	1 か月	70 円
50 mm	1 か月	300 円
63 mm	1 か月	400 円

口径	使	用料
75 mm	1 か月	500 円
100 mm	1 か月	700 円
150 mm	1 か月	1,200 円
200 mm	1 か月	1,800 円
250 mm	1 か月	3,000 円
300 mm	1 か月	5,000 円

# (5)昭和46年4月

# (計量給水使用料)

用	途	別	1か月基本水量	1か月基本料金	超過1m³に	こつき	摘  要
家	事	用	$7  \mathrm{m}^3$	105 円	20.0	円	
営	業	用	15 m <sup>3</sup>	300 円	20.0	円	
銭	湯	用	100 m <sup>3</sup>	1,400 円	14. 0	円	
公	共	用	20 m <sup>3</sup>	400 円	20.0	円	
			10,000m³まで		20.0	円	
			$10,001$ m $^3 \sim 15,00$	18.0	円		
			15,001m <sup>3</sup> ~30,00	16. 0	円		
工	場	用	$30,001$ m $^3\sim50,00$	30,001 m <sup>3</sup> ~50,000 m <sup>3</sup>		円	
			50,001 m <sup>3</sup> ~80,000 m <sup>3</sup>		11.0	円	
			80,001m <sup>3</sup> ~120,0	000m <sup>3</sup>	10. 5	円	
			120,001m <sup>3</sup> を超え	- るもの	10. 4	円	
雑		用		40.0	円	使用水量にかかわらず	
船	舟白	用		40.0	円	使用水量にかかわらず	
特	別	用	第55条に基づき管	理者が実情を勘	案して定め.	る。	

# (放任給水使用料)

用	途	別	1か月基本料金	摘  要
家	事	用	250 円	世帯人数5人まで給水栓1栓当りの1月の水道使用料で、1 人又は1栓を増すごとに20円を増徴する。

口径	使月	用 料
13 mm	1 か月	30 円
20 mm	1 か月	60 円
25 mm	1 か月	70 円
40 mm	1 か月	120 円
50 mm	1 か月	500 円

口径	使 用 料
75 mm	1か月 700 円
100 mm	1か月 900 円
150 mm	1 か月 1,500 円
200 mm	1 か月 2,300 円
250mm以上	量水器の種類ごとに 管理者が別に定めた 基準により定める。

### (6) 昭和48年11月

### (計量制)

口径料金	基本	料	金	従量料金	
13 mm	:	150	円	1 m <sup>3</sup> につき	25 円
20 mm		190	円	ただし	
25 mm		210	円	(1) 家事に使用する場合	
40 mm	į	520	円	□ 口径13mmから25mmまでの使用水量 7 m³(以下「基本水量」という ■ までは基本料金のみ	
50 mm	{	860	円	まては医学科並のの	
75 mm	1,8	800	円	(2)公衆浴場に使用する場合	
100 mm	3, (	000	円	1 m <sup>3</sup> につき	17 円
150 mm	6, (	000	円	(3) 臨時に使用する場合	
200 mm	15, (	000	円	1 m <sup>3</sup> につき	50 円
500 mm	200, (	000	円		

(注) 口径の決定は給水装置に設置した量水器の呼称口径を原則とするが管理者が 必要と認めたときは、当該給水装置の給水本管の口径によることができる。

### (定額制)

給 水 用 途	1か月基本料金	加算料金
家事用	300 円	基本料金は世帯人数5人まで給水栓1栓当りの1か月の水 道使用料で、1人又は1栓を増すごとに加算料金として25 円を微増する。

### (7)昭和50年4月

### (計量制)

口径料金	基本料	金	従量料金	
13 mm	150	円	1 m <sup>3</sup> につき 25	5 円
20 mm	190	円	ただし	
25 mm	210	円	(1)家事に使用する場合	
40 mm	520	円	口径13mmから25mmまでの使用水量 7 m <sup>3</sup> (以下「基本水量」という。 までは基本料金のみ。	
50 mm	860	円	よくは金本竹並りが。	
75 mm	1,800	円	(2) 公衆浴場に使用する場合	
100 mm	3,000	円	1 m <sup>3</sup> につき 17	7 円
150 mm	6,000	円	(3) 臨時に使用する場合	
200 mm	15, 000	円	1 m <sup>3</sup> につき 50	) 円
500 mm	200, 000	円		

(注) 口径の決定は給水装置に設置した量水器の呼称口径を原則とするが管理者が 必要と認めたときは、当該給水装置の給水本管の口径によることができる。

### (定額制)

給 水 戸	用途	料 金	1か月基本料金	加算料金
家	事	用	300 円	基本料金は世帯人数5人まで給水栓1栓当りの1か月の水 道料金で、1人又は1栓を増すごとに加算料金として45円 を加える。

### (8) 昭和50年10月

### (計量制)

口 径 料 金	基本料	金	従量料金	
13 mm	150	円	1 m <sup>3</sup> につき 45 円	
20 mm	210	円	ただし	
25 mm	290	円	(1)家事に使用する場合	
40 mm	800	円	口径13mmから25mmまでの使用水量 7 m <sup>3</sup> (以下「基本水量」という。) 未満の従量料金は90円とする。	
50 mm	1,500	円	↑ (両♥) (定 里代並は50円 こ す る。	
75 mm	3, 800	円	(2) 公衆浴場に使用する場合	
100 mm	7, 300	円	1 m <sup>3</sup> につき 30 円	
150 mm	20,000	円	(3) 臨時に使用する場合	
200 mm	40,000	円	1 m <sup>3</sup> につき 90 円	
500 mm	750, 000	円		

(注) 口径の決定は給水装置に設置した量水器の呼称口径を原則とするが管理者が 必要と認めたときは、当該給水装置の給水本管の口径によることができる。

### (定額制)

給 水 用 途	金	1か月基本料金	加算料金
家事	用	450 円	基本料金は世帯人数5人まで給水栓1栓当りの1か月の水 道料金で、1人又は1栓を増すごとに加算料金として45円 を加える。

# (9)昭和56年4月

(計量制)

料金	基本料金	従 量 料 金
口 径 13 mm	345 円	1 m <sup>3</sup> につき 65 円 ただし
20 mm	435 円	1 口径13mmから25mmまでの場合 (1)家事用
25 mm	550 円	1 か月の使用水量が 7 m <sup>3</sup> 以下の 場合は、従量料金は加算せず1か月の 使用水量が 7 m <sup>3</sup> を超える 1 m <sup>3</sup>
40 mm	1,160 円	使用水量が7 m を超える1 m につき65円を加算する。
50 mm	2,160 円	(2) その他 1 か月の使用水量が 2 m <sup>3</sup> 以下の
75 mm	5, 500 円	場合は、従量料金は加算せず1か月の 使用水量が2m³を超える1m³ につき65円を加算する。
100 mm	10,500 円	2 公衆浴場に使用する場合
150 mm	28,800 円	1 m <sup>3</sup> につき 40 円
200 mm	57,600 円	3 臨時用水として使用する場合 1 m <sup>3</sup> につき 130円
500 mm	1,080,000 円	

(注)基本料金の算定にかかわる口径の決定は給水装置に設置した量水器の呼称口径を原則とする。 ただし、管理者が必要と認めた場合は、当該給水装置にかかわる給水本管の口径によることができる。

### (定額制)

~ 給 水	用 途 ——	料金	基本料	金	加算料金	
家	事	用	世帯人数5人		1人又は1栓増すごとに	65 円
<b>涿</b>	尹		給水栓1栓まで	650 円	1八又は1性増りことに	00円

口径	加入金額	口径	加入金額	口径	加入金額
13 mm	30,000 円	40 mm	250,000 円		
20 mm	48,000 円	50 mm	460,000 円	100mm以上	管理者が別に 定める額
25 mm	84,000 円	75 mm	1,000,000 円		

#### (10) 昭和59年6月

(計量制)

口 径	基本料金	従 量 料 金
13 mm	400 円	1 m <sup>3</sup> につき 75 円 ただし
20 mm	505 円	1 口径13mmから25mmまでの場合 (1)家事用
25 mm	640 円	1か月の使用水量が 7 m <sup>3</sup> を超える 1 m <sup>3</sup> につき75円を加算する。
40 mm	1,500 円	(2) その他
50 mm	2,800 円	1 か月の使用水量が 2 m <sup>3</sup> を超える 1 m <sup>3</sup> につき75円を加算する。
75 mm	7,100 円	2 公衆浴場に使用する場合
100 mm	13,600 円	1 m <sup>3</sup> につき 45 円
150 mm	37,400 円	3 臨時用水として使用する場合 1 m <sup>3</sup> につき 150円
200 mm	74,800 円	
500 mm	1,404,000 円	

(注)基本料金の算定にかかわる口径の決定は給水装置に設置した量水器の呼称口径を原則とする。 ただし、管理者が必要と認めた場合は、当該給水装置にかかわる給水本管の口径によることができる。

#### (定額制)

給水	用途	料金	基本	料	金		加算料。	金
家	事	用	帯人数 5 人 水栓 1 栓まで	;	750	円	1人又は1栓増すごとに	75 円

口径	加入金額	口径	加入金額	口径	加入金額
13 mm	30,000 円	40 mm	250,000 円		/x/x===-x, 2×□(1) ~
20 mm	48,000 円	50 mm	460,000 円	100mm以上	管理者が別に 定める額
25 mm	84,000 円	75 mm	1,000,000 円		というが

<sup>※</sup> 平成元年12月1日以降に工事申込のあった加入金から上表の額に消費税3%を加算した額とする。

<sup>※</sup> 平成元年12月1日以降に検針する水量から上表で算定した額に消費税3%を加算した額(10円未満の選数が生じたまけ、これを切捨てる)とする

の端数が生じたきは、これを切捨てる。)とする。 ※ 平成9年6月1日以降に検針する水量から上表で算定した額に消費税及び地方消費税の額5%を加算した額(10円未満の端数が生じたときは、これを切捨てる。)とする。

<sup>※</sup> 平成9年6月1日以降に工事申込のあった加入金から上表の額に消費税及び地方消費税の額5%を 加算した額とする。

### (11) 平成16年4月

#### (計量制)

(印重顺)		
口 径 料 金	基本料金	従 量 料 金
13 mm	420.00 円	1 m <sup>3</sup> につき 78.75 円 ただし
20 mm	530. 25 円	1 口径13mmから25mmまでの場合 (1)家事用
25 mm	672.00 円	1 か月の使用水量が 7 m <sup>3</sup> を超える 1 m <sup>3</sup> につき78.75円とする。
40 mm	1,575.00 円	(2) その他
50 mm	2, 940. 00  円	1 か月の使用水量が 2 m <sup>3</sup> を超える 1 m <sup>3</sup> につき78.75円とする。
75 mm	7, 455. 00  円	2 公衆浴場に使用する場合
100 mm	14, 280. 00  円	1 m <sup>3</sup> につき 47.25円
150 mm	39, 270. 00  円	3 臨時用水として使用する場合 1 m <sup>3</sup> につき 157.50円
200 mm	78, 540. 00  円	
500 mm	1, 474, 200. 00  円	

(注) 基本料金の算定にかかわる口径の決定は給水装置に設置した量水器の呼称口径を原則とする。 ただし、管理者が必要と認めた場合は、当該給水装置にかかわる給水本管の口径によることができる。

### (定額制)

~ 給 水	用途	料 金	基本	料 金	加算料金	
家	事	用	世帯人数5人		1人又は1栓増すごとに	78. 75円
3) <b>\</b>	7	7.13	給水栓1栓まで	787.50 円	「八人は「圧石」とこに	10.1011

口径	加入金額	口径	加入金額	口径	加入金額
13 mm	31,500 円	40 mm	262,500 円		
20 mm	50,400 円	50 mm	483,000 円	100mm以上	管理者が別に 定める額
25 mm	88, 200 円	75 mm	1,050,000 円		)

### (12) 平成19年5月

### (計量制)

口径	料金	基本料	金			従量料	斗金(1か月)	当たり)
13	mm	493. 50	円	料金口		使 用 水 量	8 m <sup>3</sup> 未満の	8 m <sup>3</sup> 以上の 使 用 水 量
20	mm	619. 50	円	及び用	途	1 m <sup>3</sup> につき	使 用 水 量 1 m <sup>3</sup> につき	1 m <sup>3</sup> につき
25	mm	787. 50	円					
40	mm	2, 178. 75	円	25mm	家事用	0.00 円	10.50 円	96.60 円
50	mm	4, 068. 75	円	以下	そのか			
75	mm	10, 300. 50	円		他	使用水量1 r	n³につき	96.60 円
100	mm	19, 750. 50	円	40mmV	上			
150	mm	54, 306. 00	円	公衆浴場	昜用	使用水量1 r	n³につき	56.70 円
200	mm	108, 622. 50	円					
500	mm	2, 038, 785. 00	円	臨時	用	使用水量1 r	n³につき	193.20 円

(注) 基本料金の算定にかかわる口径の決定は給水装置に設置した量水器の呼称口径を原則とする。 ただし、管理者が必要と認めた場合は、当該給水装置にかかわる給水本管の口径によることができる。

口径	加入金額	口径	加入金額	口径	加入金額
13 mm	31,500 円	40 mm	262,500 円		<i>tt</i> t
20 mm	50,400 円	50 mm	483,000 円	100mm以上	管理者が別に 定める額
25 mm	88,200 円	75 mm	1,050,000 円		

# (13) 平成23年5月

### (計量制)

口径	料 金	基本料	金			従量料金(1	か月当たり)
13	mm	546.00	円	料金口		8 m <sup>3</sup> 未満の使用水量 1 m <sup>3</sup> につき	8 m <sup>3</sup> 以上の使用水量 1 m <sup>3</sup> につき
20	mm	682. 50	円	及び用	接		
25	mm	871.50	円				
					家事	10.50 円	118.65 円
40	mm	3, 150. 00	円	25mm	用	10.00   1	110.00   1
50	mm	5, 880. 00	円	以下	そのは		
75	mm	14, 910. 00	円		他	│ │ 使用水量1m <sup>3</sup> につ	っき 118.65 円
				40mm₽	1 L		
100	mm	28, 560. 00	円	401111112	^ <u></u>		
150	mm	78, 540. 00	円	公衆浴	場用	使用水量1 m <sup>3</sup> につ	つき 70.35 円
200	mm	156, 975. 00	円				
				哈吐	Ħ	(本田山 目 1 3) z a	. +. 997 90 ⊞
500	mm	2, 931, 915. 00	円	臨時	川	使用水量1m <sup>3</sup> につ	)き 237.30 円

<sup>(</sup>注)基本料金の算定にかかわる口径の決定は給水装置に設置した量水器の呼称口径を原則とする。 ただし、管理者が必要と認めた場合は、当該給水装置にかかわる給水本管の口径によることができる。

口径	加入金額	口径	加入金額	口径	加入金額
13 mm	31,500 円	40 mm	262,500 円		M 1
20 mm	50,400 円	50 mm	483,000 円	100mm以上	管理者が別に 定める額
25 mm	88, 200 円	75 mm	1,050,000 円		, = 1 3 %

# (14) 平成26年4月

### (計量制)

口径	料金	基本料	金			従量料金(1	か月当たり)
13	mm	561.60	円	料金口		8 m <sup>3</sup> 未満の使用水量 1 m <sup>3</sup> につき	8 m <sup>3</sup> 以上の使用水量 1 m <sup>3</sup> につき
20	mm	702. 00	円	及び月	送		
25	mm	896.40	円				
40	mm	3, 240. 00	円	25mm	家事用	10.80 円	122. 04 円
50	mm	6, 048. 00	円	以下	そのか		
75	mm	15, 336. 00	円		他	│ │ 使用水量1m <sup>3</sup> につ	つき 122.04 円
100	mm	29, 376. 00	円	40mm₽	人上		
150	mm	80, 784. 00	円	公衆浴	場用	使用水量1 m <sup>3</sup> につ	つき 72.36 円
200	mm	161, 460. 00	円				
500	mm	3, 015, 684. 00	円	臨時	用	使用水量 1 m <sup>3</sup> につ	)き 244.08 円

<sup>(</sup>注)基本料金の算定にかかわる口径の決定は給水装置に設置した量水器の呼称口径を原則とする。 ただし、管理者が必要と認めた場合は、当該給水装置にかかわる給水本管の口径によることができる。

口径	加入金額	口径	加入金額	口径	加入金額
13 mm	32,400 円	40 mm	270,000 円		
20 mm	51,840 円	50 mm	496,800 円	100mm以上	管理者が別に 定める額
25 mm	90,720 円	75 mm	1,080,000 円		, _ , _ , , , ,

### (15) 令和元年10月

### (計量制)

口径	料金	基本料	金			従量料金(1	か月当たり)
13	mm	572.00	円	料金口		8 m <sup>3</sup> 未満の使用水量 1 m <sup>3</sup> につき	8 m <sup>3</sup> 以上の使用水量 1 m <sup>3</sup> につき
20	mm	715. 00	円	及び月	接		
25	mm	913. 00	円				
40	mm	3, 300. 00	円	25mm	家事用	11.00 円	124. 30 円
50	mm	6, 160. 00	円	以下	そのか		
75	mm	15, 620. 00	円		他	使用水量1m <sup>3</sup> につ	)き 124.30 円
100	mm	29, 920. 00	円	40mm₽	人上		
150	mm	82, 280. 00	円	公衆浴	場用	使用水量1 m <sup>3</sup> につ	つき 73.70 円
200	mm	164, 450. 00	円				
500	mm	3, 071, 530. 00	円	臨時	用	使用水量 1 m <sup>3</sup> につ	)き 248.60 円

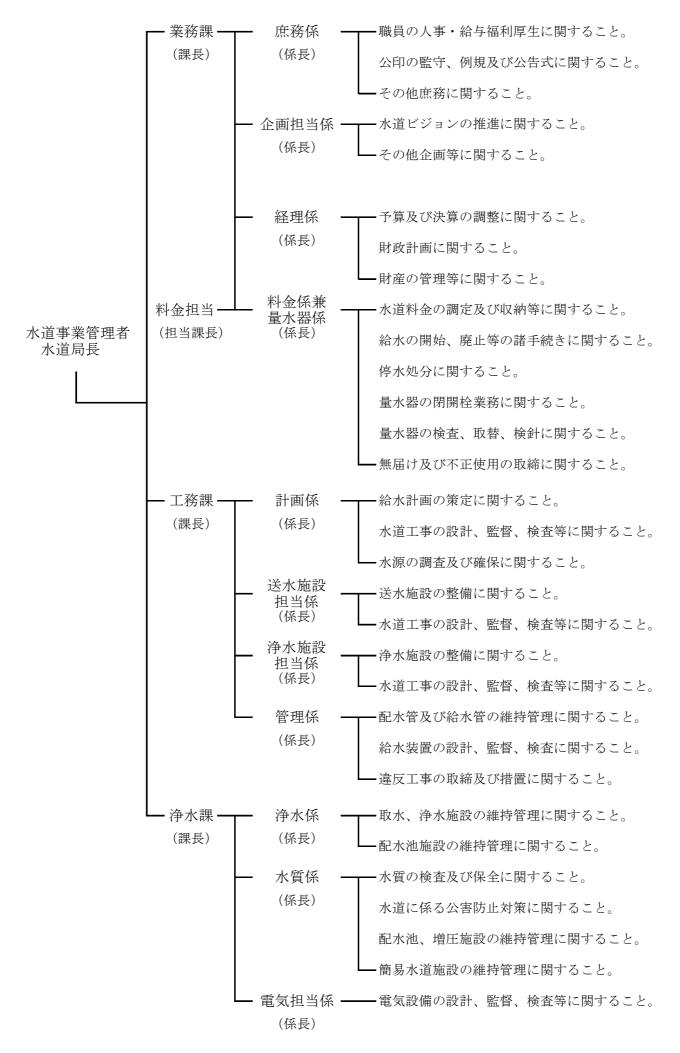
<sup>(</sup>注)基本料金の算定にかかわる口径の決定は給水装置に設置した量水器の呼称口径を原則とする。 ただし、管理者が必要と認めた場合は、当該給水装置にかかわる給水本管の口径によることができる。

口径	加入金額	口径	加入金額	口径	加入金額
13 mm	33,000 円	40 mm	275,000 円		
20 mm	52,800 円	50 mm	506,000 円	100mm以上	管理者が別に 定める額
25 mm	92,400 円	75 mm	1,100,000 円		, = 1 3 %

その他

- 1 水道局機構図
- 2 職員配置
- 3 年齢別職員構成
- 4 勤続年数別職員構成
- 5 水道年表

### 1 水道局機構図

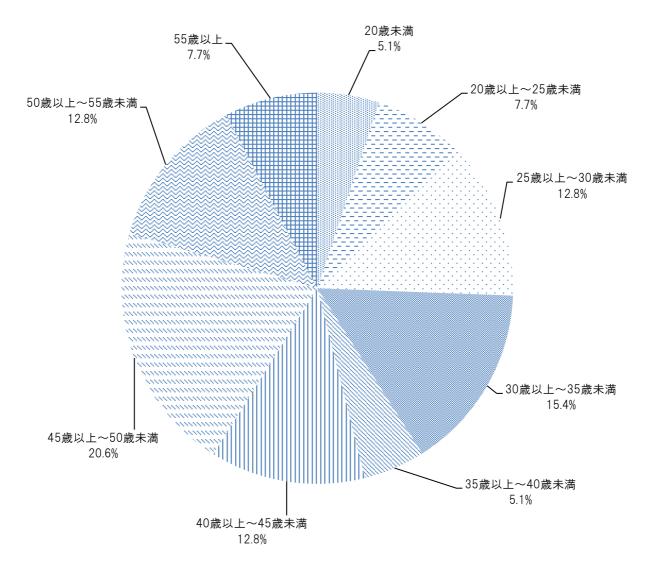


# 2 職員配置(令和7年3月31日現在 管理者を除く)

(単位:人)

課	別	係別	事務職員	技 術 職 員	合 計
管	理 職		2	2	4
		庶 務 係	3	0	3
<del>41.</del> 3	<b>∑</b> ∕2√ ≒⊞	企画担当係	1	0	1
業	務 課	経 理 係	3	0	3
		料 金 係 兼量 水 器 係	7	0	7
工 務	務課	管 理 係	0	5	5
	4分	計 画 係	0	5	5
		浄 水 係	0	8	8
浄 水	水 課	水質係	0	2	2
		電気担当係	0	1	1
	合	計	16	23	39

# 3 年齡別職員構成

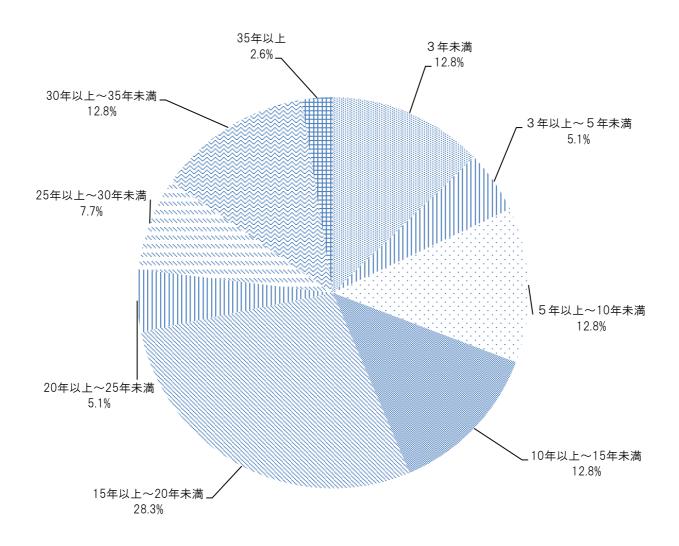


令和7年3月31日現在

年 齢 別	事務職員(人)	技術職員(人)	合計(人)	構成比率(%)
20歳未満	1	1	2	5. 1
20歳以上~25歳未満	0	3	3	7. 7
25歳以上~30歳未満	3	2	5	12.8
30歳以上~35歳未満	2	4	6	15. 4
35歳以上~40歳未満	1	1	2	5. 1
40歳以上~45歳未満	3	2	5	12.8
45歳以上~50歳未満	2	6	8	20.6
50歳以上~55歳未満	3	2	5	12.8
55歳以上	1	2	3	7. 7
合 計	16	23	39	100.0
平均年齢	40.6	39. 0	39. 6	_

(注) 管理者、再任用職員を除く。

# 4 勤続年数別職員構成



令和7年3月31日現在

年 数 別	事務職員(人)	技術職員(人)	合計(人)	構成比率(%)
3年未満	3	2	5	12.8
3年以上~5年未満	0	2	2	5. 1
5年以上~10年未満	1	4	5	12.8
10年以上~15年未満	1	4	5	12.8
15年以上~20年未満	5	6	11	28. 3
20年以上~25年未満	2	0	2	5. 1
25年以上~30年未満	1	2	3	7. 7
30年以上~35年未満	3	2	5	12.8
35年以上	0	1	1	2.6
合 計	16	23	39	100.0
平 均 年 数	17.3	14.8	15.8	_

(注) 管理者、再任用職員を除く。

# 5 水道年表

年 月	事項
昭和12年 8月	● 海軍工廠の建設が決定
昭和14年 1月	● 海軍工廠の建設開始
4月	● 海軍工廠専用水道の工事着工
昭和15年 4月	● 初めて水道による消火栓を設置
8月	● 新設の海軍工廠名を「光」に決定
9月	● 海軍工廠専用の第1次水道布設工事完成(給水能力15,000m <sup>3</sup> /日)
10月	● 海軍工廠内の工業用水及び従業員福利施設に給水開始
昭和18年 4月	● 光町と室積町の合併により、光市が誕生
昭和20年 8月	● 第2次世界大戦により、海軍工廠壊滅
9月	● 大暴風雨の襲来により島田川が氾濫し、水源池が被害を受ける。
12月	● 終戦によって旧海軍工廠専用水道施設の維持管理を光市が引き継ぎ、暫定
	的に水道事業を開始
昭和21年 1月	● 光市水道課を新設し、旧海軍工廠の引き受け態勢を確立
3月	● 光市水道給水条例の制定
4月	● 水道特別会計の新設
	● 光市水道給水条例の一部改正により、水道料金の改定
昭和23年 6月	● 光市上水道事業認可の申請
	室積方面配水管布設第1期工事(室積町一円)
11月	● 旧海軍工廠専用水道を大蔵省から一時使用許可のまま光市上水道事業の認
	可を受ける。
昭和24年3月	● 水道料金の改定
	● 上水道給水工事施工業者を指定する規程の制定
昭和25年2月	● 旧海軍工廠地区に埋設されている不用となった配水管の移動許可を大蔵省
	から得て、光市上水道の配水管に転用するための撤去工事を開始
	● 光市上水道拡張事業 川口及び浅江配水管布設工事
	● 光市上水道拡張事業 新光学院給水管布設工事
9月	● キジア台風の襲来により、水道施設が被害を受ける。
10 🖽	● 光市上水道拡張事業 室積方面配水管布設第2期工事
	● 光市上水道拡張事業 上島田方面配水管布設工事
昭和26年6月	● ケート台風の襲来により、配水池の法面900m²が崩壊し、岩屋地区配水管
10 🗆	が大きな被害を受ける。
	● ルース台風の襲来により、大きな被害を受ける。
昭和27年11月	● 賠償指定の解除により、上水道施設の一時使用許可が無償貸付となり、市
III 400 7 0 0	営上水道の開始を市議会にて議決
	● 旧海軍工廠内の配水管撤去作業の完了
	● 水道料金の改定
	● 旧海軍工廠の水道施設の国有財産無償貸付契約を大蔵省と締結
12月	
	て島田川流水引用の許可を申請

年 月	事項
昭和29年2月	● 光市上水道第1次拡張事業の認可を申請
7月	● 上ヶ原簡易水道の新設工事の施工を議決
9月	● 台風13号の襲来により、大きな被害を受ける。
12月	● 上ヶ原簡易水道の新設工事着工
昭和30年3月	● 上ヶ原簡易水道事業の認可を受ける。
4月	● 上ヶ原簡易水道の給水開始
11月	● 光市上水道第1次拡張事業の認可を受ける。
昭和32年 6月	● 光市水道給水条例を廃止し、光市上水道使用条例を制定
12月	● 水道法の改正により、光市水道事業に水道技術管理者を設置
昭和36年2月	● 水道部を新設し、業務課及び工務課を設置
4月	● 水道事業に公営企業の一部適用を受け、光市特別会計を光市水道企業会計
	に改め、別途、光市簡易水道特別会計を創設
昭和37年3月	● 光市上水道第1次拡張事業前期工事の完成
4月	● 第1次拡張事業後期工事の着工
昭和39年 6月	● 旧海軍工廠水道施設の一部を大蔵省から無償譲与
昭和40年 4月	● 水道料金の改定
昭和41年12月	● 水道法の改正により、水道事業の設置等に関する条例を制定
昭和42年 4月	● 光市水道事業に地方公営企業法を適用、水道事業管理者を設置し市長がこ
	れにあたる。
昭和45年 3月	● 光市上水道第1次拡張事業後期工事の完成
11月	● 光市上水道第2次拡張事業の認可を受ける。
	● 一般家庭の全世帯と月平均の使用水量が50m <sup>3</sup> 以下の営業用の使用者を対
	象として水道メーターの隔月検針を実施
昭和46年 2月	● 光市上水道第2次拡張事業の着工
4月	● 水道料金の改定
	● 水道部に浄水課を設置
	● 光市上水道第2次拡張事業 第3号集水管埋設工事の完成
6月	● 光市上水道第2次拡張事業 第3ポンプ井築造工事の完成
7月	● 高地部配水対策として、浅江上ヶ原住宅への配水タンク施設を設置
昭和47年3月	● 光市上水道第2次拡張事業の変更認可を受ける。
9月	● 西部方面配水増強対策として、光製鐵所所有の遊休配水管の一部を購入
昭和48年 4月	● 光市上水道第2次拡張事業 汚水池築造工事の完成
5月	● 光市上水道第2次拡張事業 傾斜板沈澱池築造工事の完成
6月	● 光市上水道第2次拡張事業 林浄水場の完成
11月	● 水道料金の改定(用途別料金体系から口径別料金体系に変更)
昭和49年 3月	● 光市上水道第2次拡張事業 観音寺配水池築造工事の完成
	● 光市上水道第3次拡張事業の認可を受ける。
昭和50年 4月	● 水道料金の改定
	● 水道料金の改定
	● 水道部を水道局に昇格し、水道事業管理者制度を導入
昭和53年7月	● 水道料金の隔月集金を実施

年 月	事項
昭和54年7月	● 光市水道事業の設置等に関する条例の一部改正(浅江地区の住居表示変更)
昭和55年7月	● 記録的集中豪雨による来州堤の決壊により、送水本管口径600 <sup>m</sup> / <sub>m</sub> が破損
	し、市内12,000世帯が2日間にわたって断水となる。
11月	● 送水本管口径600 <sup>m</sup> / <sub>m</sub> の災害復旧工事の完了
昭和56年 4月	● 水道料金の改定 (加入金制度の新設)
昭和58年3月	● 水道局新庁舎の建設工事の完成
5月	● 水道局新庁舎での業務開始
昭和59年 4月	● 水道料金計算の電算化
6月	● 水道料金の改定
昭和61年10月	● 水道課40周年記念OB会開催
平成元年 8月	● 光市水道事業の設置等に関する条例の一部改正(光井地区の住居表示変更)
9月	● 下水道工事による西部配水管の破損事故により、光市西部地区が全面断水
	● 税制改革法の制定に伴う光市水道給水条例の一部を改正
	● 毎月第2、第4土曜日を閉庁
	● 光市水道創設50周年記念式典の開催(光市民ホール)
' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' '	● 台風19号の塩害による被害により停電となり、市内全域が全面断水
	● 第3次拡張事業の完成
	● 毎週土曜日を閉庁、完全週休 2 日制の実施
8月	● 受水槽の設置基準の見直し、給水工事検査手数料の改正に伴う光市水道給
	水条例の一部改正
	● 周南都市水道水質検査センター開所式
半成8年6月	● 岩屋・伊保木地区簡易水道事業経営認可(指令生活衛生第361号)
	● 第1回水道まつり開催
	● 光市水道事業の設置等に関する条例の一部改正(室積地区の住居表示変更)
	● 林浄水場本館棟、送水ポンプ棟、耐震改修工事竣工
	● 消費税法等の一部改正に伴う光市水道給水条例の一部改正
	● 第2回水道まつり開催
	● 牛島簡易水道事業経営認可(指令生活衛生第1278号) ● 岩屋・伊保木簡易水道の給水開始
	● 右座・伊保不間勿水垣の福水開始  ● 第3回水道まつり開催
	● 泉る四が垣まづり開催  ● 水道料金徴収業務にオンラインシステムを導入
Ω Н	● 光市水道事業の設置等に関する条例の一部改正(三島地区の住居表示変更)
	<ul><li>● 九川小垣事業の成直寺に関する素例の一部以正 (二品地区の住居収小麦叉)</li><li>● 検針業務にハンディーターミナルを導入</li></ul>
	● 牛島簡易水道の給水開始
	● 第4回水道まつり開催
	◆ 台風18号による強風のため、浄水場が長時間停電となる
	● 光市水道事業の設置等に関する条例の一部改正
	● 光市水道第4次拡張事業変更認可申請(光水第869号)
	● 光市水道第4次拡張事業変更認可(厚生省収生衛第37号)
	<ul><li>● 第5回水道まつり開催</li></ul>

年 月	事項
平成12年10月	● 鳥取県西部地震災害復旧応援
平成13年 1月	● 送水本管 (スパイラル鋼管口径600 <sup>m</sup> / <sub>m</sub> ) が破損
3月	● 芸予地震(光市マグニチュード5弱)により、市内全域に濁り水が発生
	● 予納金制度の廃止に伴う光市水道給水条例の一部改正
4月	● 財務会計システムを導入
6 月	● 第6回水道まつり開催
9月	● 職員の再任用に伴う光市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例
	の一部改正
平成14年 3月	● 検針業務の一部を民間に委託
6 月	● 第7回水道まつり開催
平成15年 3月	● 水道法の一部改正(貯水槽水道関係)に伴い、光市水道給水条例の一部改正
	● 周南市発足に係る周南都市水道水質検査センター協議会を組織する地方公
	共団体の減少及び規程の変更を議決
6月	● 第8回水道まつり開催
11月	● 光市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正
平成16年 3月	● 消費税法等の一部改正(総額表示)に伴う光市水道給水条例の一部改正
	● 地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に
	伴う光市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正
	● 第9回水道まつり開催
10月	● 光市水道事業の廃止(光市、大和町の合併により)
	● 光市水道事業の設置(光市、大和町の合併により)
	● 検針業務の全面委託
	● 第10回水道まつり開催
	● 水道料金未納整理業務及び給水停止処分の実施
	● 第11回水道まつり開催
9月	● 大和簡易水道を上水道に統合するための光市水道事業の設置等に関する条     例の一部改正
平成19年3月	
	● 第12回水道まつり開催
	● 邪!と日が追ようり開催  ● 雇用保険法等の一部改正に伴う雇用保険の受給資格要件の改正に伴う光市
0 /1	水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正
	● 周南都市水道水質検査センター協議会の事務所の位置変更に伴う周南都市
	水道水質検査センター協議会規約の一部改正
12月	● 清山配水池新タンク稼働
	● 上ヶ原簡易水道の上水道統合に伴う光市簡易水道の設置及び管理に関する
	条例及び光市簡易水道給水条例の一部改正
	● 簡易水道から上水道に編入する際の水道料金を明確にするための光市水道
	給水条例の一部改正
	● 光市水道事業の変更認可に伴う光市水道事業の設置等に関する条例の一部
	改正

年 月	事 項
平成20年 3月	● 上ヶ原配水池稼働
4月	● 上ヶ原簡易水道を上水道に統合
6 月	● 第13回水道まつり開催
	● 光市地域水道ビジョン「光市水道光合成プラン」を策定
平成21年 3月	● 大和配水池稼働
4月	● 岩屋・伊保木簡易水道、大和簡易水道を上水道に統合
6 月	● 第14回水道まつり開催
平成22年 3月	● 光市職員退職手当条例等の一部改正
	● 光市水道事業の設置等に関する条例の一部改正
6月	● 「光市水道事業経営懇話会」の設置
	水道事業管理者から懇話会への意見要望書の提出
12月	● 懇話会座長より意見書提出
平成23年 1月	● 紫外線照射施設の完成
3月	● 水道料金改定に伴う光市水道給水条例の一部改正
6月	● 第15回水道まつり開催
11月	● 光市水道広報誌「光の水だより」発行開始
平成24年 3月	● 光市水道事業の設置等に関する条例の一部改正
6 月	● 第16回水道まつり開催
12月	● 光市水道事業及び簡易水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関
	する条例を制定
	● 熊毛地区送水事業に着手
	● 第17回水道まつり開催
	● 消費税法等の一部改正に伴う光市水道給水条例の一部改正
	● 地方公営企業会計制度の見直しに伴い、新会計制度へ移行
	● 第18回水道まつり開催
	● 小周防・東荷・岩狩地区洗管作業
	● 熊本地震被災地への給水活動支援
	● 第19回水道まつり開催
	● 周南市熊毛地区への送水開始
	● 下林取水施設更新工事に着手
	● 第20回水道まつり開催 <b>『パ</b> オトガオッパンション (日世紀) <b>『</b> なカ
	● 『光市水道事業ビジョン(展望編)』策定
	● 第21回水道まつり開催
	● 西日本豪雨被災地給水活動支援 『火士 いざまだい。 ~ (在用信) 『 (在日信) 『 (在日信) 』
	● 『光市水道事業ビジョン(実現編)』策定
	● 周防大島町広域水道送水管損傷事故による断水に伴う給水活動支援
12月	
	● 第22回水道まつり開催
	● 塩田地区への配水管布設及び給水開始
	● 山口県企業局に対する光市自家用工業水道供給業務の開始
行和4年5月	● 清山送水管布設替工事に着手

年 月	事 項
4月 6月	<ul><li>パーパス「100年後も変わらない『安心』を蛇口から」の制定</li><li>光市地域づくり支援センターに給水スポットを設置</li><li>第23回水道まつり開催</li></ul>
	● 水道局庁舎及び水道施設照明のLED化 ● 第24回水道まつり開催
	● 光市水道事業及び簡易水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に 関する条例の一部改正

# 令和6年度 光市水道事業年報

〒743-0063 光市島田一丁目17番1号 光市水道局

電 話 0833-71-0700

FAX 0833-72-8567

E-mail suidou@waterworks.city.hikari.lg.jp

ホームページ https://www.hikarisuidou-yamaguchi.jp